

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年11月1日(火曜日)

号外第91号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○監査委員公表

監査の結果に関する報告について

1

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表21号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

神奈川県監査委員	真島審一
同	高岡香
同	太田眞晴
同	土井りゅうすけ
同	赤井かずのり

平成28年定期監査結果報告書

(平成27年度対象)

神奈川県監査委員

本報告書は平成28年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項及び第11項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員土井りゅうすけ及び監査委員赤井かずのりを、監査事務局については監査委員真島審一を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のもの合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第10項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成28年10月5日

神奈川県監査委員	真島審一
同	高岡香
同	太田眞晴

同	土井りゅうすけ
同	赤井かずのり

### 目次

第1 監査の対象	1
第2 監査の実施	2
1 監査実施方針	2
2 監査実施期間	2
3 監査の範囲	2
4 監査の実施箇所数	2
第3 監査の結果	2
1 監査結果の概要	2
(1) 本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2) 局等別内訳	2
2 所属横断的視点による監査	3
3 不適切事項	3
(1) 特記すべき不適切事項の有無	3
(2) 複数の機関で認められた事案	6
4 要改善事項	6
(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	6
(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	9
5 箇所別の監査結果	12
(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	13
(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	27
別記 組織及び運営の合理化に資するための意見	30

### 第1 監査の対象

平成28年定期監査の対象は全ての県機関563箇所(平成27年度末の廃止により監査箇所でなくなった1箇所を含む。)で、その内訳は本庁機関202箇所、出先機関361箇所である。

なお、出先機関361箇所のうち、平成28年4月28日までに結果を取りまとめた98箇所については、監査の結果に関する報告を、同年6月21日に議会、知事等に提出し、同年7月8日付けで公表(公報登載)しており、本報告書では「既報告」と表記している。

第2 監査の実施

1 監査実施方針

公正で効率的な県の行政運営の推進を促すため、監査の実施に当たっては、財務執行の合規性や正確性の観点に加え、ストック(資産)や人件費なども含めてコストを意識した事業執行がなされるよう、費用に対する事業の成果や効果などについても3E監査(経済性・効率性・有効性)の視点から所属横断的に検証し、積極的な意見・提案を行い、地方自治法第199条第10項に基づく「組織及び運営の合理化に資するための意見」として提出する。

2 監査実施期間

平成28年1月から同年9月まで

出先機関：平成28年1月から同年9月まで

(職員調査は、平成27年12月から平成28年7月まで)

本庁機関：平成28年7月から同年9月まで

(職員調査は、平成28年5月から同年8月まで)

3 監査の範囲

平成27年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

4 監査の実施箇所数

監査を実施した563箇所の監査実施区分別の内訳は、甲監査284箇所、乙監査279箇所(うち書面調査164箇所)である。

監査区分	監査(甲)	監査(乙)		計
		箇所	うち書面	
本庁機関	191	11	0	202
出先機関	93	268	(164)	361
重点所属	24	0	0	24
大規模所属	18	5	0	23
中規模所属	27	39	0	66
小規模所属	5	8	(1)	13
業務定型的所属	19	216	(163)	235
計	284	279	(164)	563

(注) 1 甲監査は監査委員による実地調査、乙監査は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部)を実施

2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに甲監査を実施

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘したものは、不適切事項167件(うち既報告41件)及び要改善事項15件(うち既報告3件)、計182件(うち既報告44件)である。

このうち、「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切で欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した182件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

区分	28年監査			27年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	37	130	167	57	122	179	△20	8	△12
要改善事項	6	9	15	6	6	12	0	3	3
計	43	139	182	63	128	191	△20	11	△9

(2) 局等別内訳

指摘した182件の局等別の内訳は次のとおりである。

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
		箇所数	件数	不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	18(6)	5	11	5	10	0(1)	1
総務局	25(14)	7	9	5	6	2(1)	3
安全防災局	9(3)	3	3	3	3	0	0
県民局	25(14)	13	16	12	15	1	1
スポーツ局	3(0)	0	0	0	0	0	0
環境農政局	30(18)	7	9	7	9	0	0
保健福祉局	38(23)	19	25	16	21	3(1)	4
産業労働局	24(12)	8	10	8	10	0	0
県土整備局	36(14)	9	20	9	20	0	0
会計局	3(0)	0	0	0	0	0	0
企業庁	28(17)	12	16	11	15	1	1
議会局	4(0)	1	1	1	1	0	0
教育委員会	201(186)	46	57	44	52	2(2)	5
各委員会	9(0)	0	0	0	0	0	0

公安委員会	110(54)	5	5	5	5	0	0
計	563(361)	135	182	126	167	9(5)	15

- (注) 1 実施箇所数の( )は出先機関で内数  
 2 政策局には地域県政総合センターを、保健福祉局には神奈川県立保健福祉大学を含めている。  
 3 要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は( )で表記

2 所属横断的視点による監査

平成28年においては、行政財産(教育委員会所管にあっては「教育財産」、企業庁所管にあっては「行政資産」をいう。以下同じ。)の使用許可に伴う使用料の算定について、所属横断的な監査を実施した。その結果は次のとおりである。

行政財産(土地又は建物)の使用許可に伴う使用料について、本県では、使用分に係る土地の価額又は建物の価額を基に算定することとしており、当該土地又は建物の価額は県有財産台帳の価額としている。県有財産台帳の価額は、価格改定が3年に一度行われ、平成27年度は改定の年に当たっており、平成27年9月以降の使用期間に対応する使用料は改定後の価格を用いて算定することになっている。

このことから、使用許可期間が平成27年9月以降にまたがる場合は、平成27年4月から同年8月までを使用許可期間とする使用料と平成27年9月から平成28年3月までを使用許可期間とする使用料を分けて算定する必要がある。

また、平成28年はうるう年に当たることから、平成27年4月1日から平成28年3月31日までを使用許可期間とする場合、その日数は366日で計算する必要がある。

これらのことを踏まえ、行政財産の使用許可に伴う使用料の算定において、価格改定等による誤りがないかどうか、所属横断的視点による調査を実施したものである。

平成27年度において行政財産の使用許可に伴う使用料を徴収したもののうち658件を抽出して調査を実施したところ、価格改定に係る不適切事項が3所属で9件あり、これにより7件、4,287円が徴収不足であった。また、うるう年に係る不適切事項が2所属で3件あり、これにより3件、8,314円が徴収不足であった。

3 不適切事項

不適切事項は167件で、平成27年監査に比べて12件減り、3年ぶりに減少に転じている。不適切事項の内容は、後記「5箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりで、工事の項目が8件増加している。

また、契約及び支出の項目については、10件ずつ減少しているものの、契約に係る件数は36件と庶務に次いで2番目に多く、支出においても17件と4番目に多いものであり、依然として高い割合を占めている。

(監査実施箇所数 平成28年:563箇所、平成27年:576箇所)

項目	28年監査		27年監査		件数比較増減	対前年比率
	件数	構成率	件数	構成率		
予算執行	14	8.4	12	6.7	2	116.7

収入	16	9.6	17	9.5	△1	94.1
支出	17	10.2	27	15.1	△10	63.0
会計事務処理	1	0.6	1	0.6	0	100.0
契約	36	21.5	46	25.7	△10	78.3
課税徴収	0	0	1	0.6	△1	皆減
工事	10	6.0	2	1.1	8	500.0
補助金	3	1.8	3	1.7	0	100.0
現金・有価証券	0	0	0	0	0	0
財産	27	16.2	24	13.4	3	112.5
庶務	41	24.5	42	23.4	△1	97.6
その他	2	1.2	4	2.2	△2	50.0
計	167	100.0	179	100.0	△12	93.3

不適切事項の原因としては、事務手続の遅れや未処理によるものが71件と全体の4割以上を占めている。このうち52件は出先機関で発生しており、事務量の増加などにより、会計事務の優先度が低下していることが危惧される。

事務処理の遅れや未処理の内容には、納付期限後20日以内に督促状を発行していないもの、支払期限を過ぎて支払っているもの、週休日の勤務の振替を行わなかった職員に時間外勤務手当を支給していないもの、公務出張の入力を怠ったため旅費が支給されていないものなどがあり、昨年指摘した内容と同様のものが依然として多く認められた。

また、これらのほかに、契約書に記載すべき事項が記載されていないもの、予算の科目を誤っているもの、変更後の契約額の積算を誤っているものなど事務処理の誤りが引き続き発生しており、特に、変更後の契約額の積算誤りについては、件数が増え、過誤の金額も大きいものであるため、留意が必要である。

さらに、支出に当たって請求書や補助金の実績報告書等の確認が不十分であったため、多額の過大支払が生じている事案も見受けられた。

いずれの事案も、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、併せて各所属における確認不足や進行管理の不備など、内部統制が十分発揮されていないことなどに起因するものと考えられ、関係各機関においては、内部統制が十分に発揮されるよう努めるとともに、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令及び財務関係諸規定に係る理解の向上を図るなど、適正な財務関係事務の確保のために、引き続き努力する必要がある。

(1) 特記すべき不適切事項の有無

不適切事項167件のうち、特記すべきものが次のとおり25件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

指摘した167件のうち、指摘の規模から見て特記すべきものは次のとおりである。

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 支出

道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約(単価契約、概算総価額18,560,448円)の第1四半期及び第2四半期分代金の支払に当たり、受託者から提出された請求書において、道路維持補修作業の「誘導員無し(契約単価52,710円/回(税抜))」と「誘導員有り(69,362円/回(税抜))」の単価が逆に記載されていることを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。[既報告](県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター p.20)

#### b 契約

導水施設詳細調査等業務委託の変更契約の締結に当たり、当該変更により追加された積算項目の一つである水質調査・分析に係る諸経費を二重に積算したため、変更後の契約額(39,448,080円)が389,880円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、389,880円過大に支払っていた。(企業庁 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 p.22)

#### c 工事

○ 広域農道整備工事の設計積算に当たり、軽量盛土工の施工に際し設置する足場工について設置が不要な部分を控除せずに積算したため、変更後の契約額(149,904,000円)が183,600円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、183,600円過大に支払っていた。(政策局 神奈川県西地域県政総合センター p.13)

○ 道路補修工事の変更契約の締結に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率をそのまま適用して積算したため、変更後の契約額(33,264,000円)が96,120円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、96,120円過大に支払っていた。[既報告](県土整備局 神奈川県西土木事務所 p.20)

○ 配水管改良工事の変更契約の締結に当たり、道路に設置する区画線工について施工規模の変更により単価加算率が適用対象外となるにもかかわらず、引き続き適用して積算したため、変更後の契約額(60,071,760円)が77,760円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、77,760円過大に支払っていた。(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p.21)

○ 配水管改良工事の変更契約の締結に当たり、誤った施工歩掛を適用していた仮設材設置撤去工について、そのまま積算したため、変更後の契約額(56,251,800円)が629,640円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、629,640円過大に支払っていた。(企業庁 神奈川県企業庁厚木水道営業所 p.21)

○ 配水管改良工事の変更契約の締結に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加

算率を引き続き適用して積算したため、変更後の契約額(42,255,000円)が93,960円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、93,960円過大に支払っていた。(企業庁 神奈川県企業庁大和下水道営業所 p.21)

#### d 補助金交付

市民後見推進事業費補助の額の確定に当たり、1市(補助額2,656,000円)から提出された実績報告書等の内容に齟齬があったのを看過し、実績報告書の補助金精算額調書に基づいて補助金を精算したため、交付額が2,127,000円過大であった。(保健福祉局 福祉部地域福祉課 p.17)

#### e 庶務

○ 非常勤職員報酬加給の支給に当たり、加給額の算出基礎となる勤務期間を誤って計算したため、本来不支給となるべきところ、1件、55,891円を誤って支給していた。(県民局 神奈川県中央児童相談所 p.15)

○ 非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬(日額)を9,366円とすべきところ、12,480円としたため、平成27年4月分から同年6月分までの報酬及び同年6月加給の計4件、263,367円が過大であった。(保健福祉局 神奈川県立総合療育相談センター p.18)

#### (イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

道路改良工事の変更契約の締結に当たり、往復分の単価によるべき仮設材の運搬費を誤って片道分の単価によっていたまま積算したため、変更後の契約額(81,616,680円)が371,520円不足であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、371,520円支払不足であった。[既報告](県土整備局 神奈川県西土木事務所 p.20)

#### (ロ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く)

新たな歳入である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(1件、66,986,000円)の収入について、調定時には同交付金に対応する予算科目が設定されていなかったことから、科目更訂を前提として既存の予算科目で調定を行ったものの、その後の科目更訂を失念し、予算科目の誤りを是正していなかった。(県民局 暮らし県民部文化課 p.15)

#### (ハ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

該当なし。

#### (ニ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○ 国勢調査の調査関係書類の審査等補助事務労働者派遣業務の委託契約(契約額13,701,454円)の締結に

当たり、契約書に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律により義務付けられている直接指揮命令者等に関する事項を記載していなかった。(政策局 神奈川県統計センター p.13)

- 神奈川県指定難病特定医療費等管理システム開発導入業務等委託契約(契約額15,165,144円)の履行確認に当たり、同契約に基づいて納入させるべき成果物の一部(紙媒体及び電子媒体)を納入させていなかったにもかかわらず、履行済として検査を完了し、契約代金を支払っていた。(保健福祉局 保健医療部 がん・疾病対策課 p.17)

- 環境整備業務委託(契約額22,658,400円)の契約締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を設定していなかった。(教育委員会 神奈川県立保土ヶ谷高等学校 p.23)

- スクールバス運行业務委託契約(契約額16,633,281円)の締結に当たり、契約期間の開始日が平成27年4月1日である契約を同月末までに締結すべきところ、会計局長通知に反し同年5月25日に締結していた。また、契約の効力が生じる前に契約額を確定させていなかった。(教育委員会 神奈川県立高津養護学校 p.26)

- (ハ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの  
該当なし。

#### イ 内容的に特記すべき事案

指摘した167件のうち、内容的に特記すべきものは次のとおりである。

#### (7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

- a 同一箇所異なる法律・規則違反があったもの(3件以上)

該当なし。

- b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

#### (a) 収入

- 産業技術短期大学校では、売店設置のため行政財産の使用許可を行っていたが、使用許可に係る使用料及び光熱水費の立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。[既報告](産業労働局 神奈川県立産業技術短期大学校 p.19)

- 配水管等のき損に伴う損害賠償金の収入未済に係る督促状の発行に当たり、神奈川県公営企業財務規程の規定に反して、納付期限後20日以内に督促状を発行していないものが3件、計331,432円あった。(企業庁 神奈川県企業庁厚木

水道営業所 p.21)

- 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代相当額の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが1件、440円あった。また、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日としたことなどの結果、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日を督促状の指定期限としているものが2件、3,080円あった。(教育委員会 神奈川県立麻生高等学校 p.24)

#### (b) 支出

- おおいそ学園では、学園運営向上のため、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会を設置しているが、出席委員に対する謝礼金102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、4執行分(延べ6人分)、25,320円が徴収不足であった。[既報告](県民局 神奈川県立おおいそ学園 p.16)

- トナーカートリッジ購入代ほか4件、257,833円の支払に当たり、神奈川県公営企業財務規程に定められた支出命令権者の決裁を受けることなく支出手続を行っていた。(企業庁 神奈川県企業庁海老名水道営業所 p.21)

- 消火栓ポンプ等修理工事代金等の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条に規定する期限を過ぎて支払っていたものが4件、1,401,138円あった。また、その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。[既報告](教育委員会 神奈川県立図書館 p.23)

#### (c) 庶務

- 火薬類取締法等に係る業務について、従事した職員が報告を誤ったため、職員の給与に関する条例に基づく特殊勤務手当が支給されていないなど特殊勤務手当等5件、1,012円の支給が不足していた。(政策局 神奈川県県央地域政総合センター p.13)

- 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例で定める勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが4件あった。(教育委員会 神奈川県立弥栄高等学校 p.24)

- c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

茅ヶ崎駐在事務所に配属されている庁用自動車6

台(帳簿価額計7,145,159円)について、平成20年4月に同事務所を設置するに当たって所在地が異なる事務所から管理換えを受けたものであるにもかかわらず、道路運送車両法の規定に基づく「使用の本拠の位置」に係る変更登録を申請していなかった。(保健福祉局 生活衛生部生活衛生課 p.17)

(f) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(g) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

いずれも該当なし。

(h) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの

a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの

b 措置の実効が挙がっていないもの

c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの

いずれも該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

ア 予算の執行

予算の執行に当たり、予算科目を誤っているものがあった。(12箇所)

この不適切な取扱いは、予算執行に係る適切な科目について理解が不十分であったことによるものであり、関係規定等の理解の向上を図り、適正な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

イ 契約

産業廃棄物の収集運搬・処分委託契約などの締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令又は規則に定められた必要事項を記載していないものがあった。(11箇所)

この不適切な取扱いは、契約事務において根拠となる法規等の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

ウ 財産

行政財産の使用許可(管理許可を含む。)又は普通財産の貸付けに当たり、使用料又は貸付料の算定を誤っているものがあった。(12箇所)

この不適切な取扱いは、使用料又は貸付料の算定根拠となる条例や規定等の基本的な理解を欠くことや現況確認が不十分であったことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

エ 庶務

○ 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったことなどにより、旅費を支給していないものがあった。(21箇所)

このうち4箇所は県立学校におけるタクシー利用に係る事案であり、これに関しては、発生原因が共通していることから、別に要改善事項(後記4(2)⑧)として、本庁機関に取組の必要がある旨を指摘した。

この不適切な取扱いは、同システムによる手続の必要性の認識を欠くものであり、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

○ 勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているもの又は休日勤務手当若しくは時間外勤務手当(超過勤務手当)が支給されていないものがあった。(10箇所)

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であったことによるものであり、適切な事務執行が行われるよう周知徹底を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。

4 要改善事項

要改善事項の15件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

① 計画修繕工事に係る予算の執行に関する件(総務局 財産経営部施設整備課)

計画修繕工事に係る予算の執行において、入札不調による発注時期の遅れにより年度内の完了が困難な状況であったため、工事内容を分割し、完了が見込まれる部分に限定して契約しているものがあった。

県では、県有施設の長寿命化を図るに当たり、神奈川県県有施設長寿命化指針、計画修繕工事執行要領等に基づき、計画修繕工事対象施設59施設を5グループに分け、それぞれ5か年の修繕実施計画を作成し、計画的かつ効率的な修繕工事に取り組んでいる。

そして、計画修繕工事の実施に当たっては、予算計上課である施設整備課において、県有施設建築計画検討会議の議を経た上、修繕工事の優先度の高い施設について、当該施設の財産管理者又は住宅営繕事務所に予算を再配当し、各所属において工事等を実施しており、平成27年度における県有施設長寿命化対策費の当初予算額は893,491千円となっている。

平成27年度の修繕工事の実施状況を見ると、当初、工期6か月で見込んでいた外壁及び屋上防水等工事(内示額59,400千円)において、入札不調が2回続き、年度内で

の工事完了が困難となったため、年度内での工事完了が見込める範囲に工事内容を限定し、屋上防水工事とより緊急度が高い漏水部分の外壁改修工事（執行額26,930千円）のみを実施したことで、残余の外壁改修工事については工事実施が数年遅れる見込みとなっているものがあった。

上記、外壁及び屋上防水等工事については、繰越明許費として予算計上されていれば、翌年度にまたがる契約が可能となるため、年度内の工事完了にとらわれることなく、工事内容の見直しを行わずに契約ができ、一括発注による経済的な執行及び残余の外壁改修による施設の早期の予防保全措置が図れた可能性がある。

工事の執行等に当たっては、早期発注、年度内での事業完了に努める必要があるが、特別な事情により会計年度内での事業の完了が困難な事業が生じた場合には、繰越明許費による繰越しをすることでより効率的な執行が期待できる。当該計画修繕工事に係る工事や設計業務委託等では、契約期間が6か月以上要するものもあり、今後も、同様の事態が発生する可能性が高い事業であることから、繰越明許費を活用し効率的な予算の執行となるよう改善する必要がある。

## ② 法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件 [既報告] (総務局 神奈川県戸塚県税事務所)

課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。

戸塚県税事務所では、法人事業税等を滞納（本税5,044,606円）している法人が農業協同組合へ出資した持分（以下「出資金」という。）を平成26年11月に差し押さえた後、納税折衝や財産調査の結果、当該出資金（1,325,000円）以外に財産が見当たらず、払戻しには農協の総会での議決が必要であることから、平成27年7月に当該出資金の払戻し請求の予告通知を行った。しかし、この出資金には年率3%程度の利益配当があるが、平成27年6月の総会後に実施された約4万円の利益配当金については、他の案件の処理に迫られて差押えを行っていなかった。

また、国税徴収法基本通達「第62条関係差押えの手続及び効力発生時期」によれば、「社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権は差し押さえることができる」（趣旨）と示しており、平成28年6月に議決予定の利益配当についても利益配当請求権として差押えが可能であるが、同様の理由により差押えていなかった。

出資金の差押えに当たっては、利益配当請求権の差押えを逃すと将来の配当金を失う可能性があり、配当金の議決後においては振込の有無の確認及び振込口座の再調査などの事務負担が増加するとともに、配当金が費消されたり他から差し押さえられたりする場合が生じるので、事務の効率性や差押えの効果を確保する観点から、出資

金の差押えを行うに当たっては、出資金に係る利益配当金も差押えの対象とするよう改善する必要がある。

## ③ 看護師等修学資金貸付金の債権管理に関する件 (保健福祉局 保健医療部保健人材課)

看護師等修学資金貸付金に係る債権管理に当たり、所定の時期に借受者から免除申請がなされていないものについて、その事由を把握しておらず、返還請求も行っていないかった。

看護師等修学資金は、神奈川県看護師等修学資金貸付条例及び同条例施行規則に基づき、将来県内において保健師、助産師、看護師、准看護師の業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設の在学者等に貸し付けられるものである。このため、この貸付けを受けた者は、神奈川県内で一定期間業務に従事するなど条例及び規則に定める免除条件に適合する場合には、借受者からの申請に基づき、その全額又は一部の返還を免除されるが、その要件を満たさない場合は全額を返還しなければならない。また、「進学、被災、心身の障害その他特別の事情」などに該当する場合には返還を猶予される。

平成23年3月に養成施設を卒業した借受者381名のうち、平成27年3月までに猶予期間が満了した借受者325名について免除及び返還の状況を調査したところ、283名は免除申請書等を提出して免除あるいは返還が決定していたが、42名（貸付金額 28,680千円）は免除申請書等を提出しておらず、返還請求に至っていない状況であった。また、平成12年3月又は平成13年3月に卒業した者について調査したところ、いずれも平成20年3月までに猶予期間が満了していたが、211名（貸付金額 144,000千円）については、各借受者に係る貸付金額や免除、返還等の事由を記録する台帳において、債権登録済又は免除通知済の記載がなく、免除条件適合性の判断がなされたかを確認できなかった。このうち207名（貸付金額 138,816千円）については、現時点で猶予期間満了後10年以上が経過しており、さらにこのうち13名（貸付金額 8,352千円）については、就業していない等の事由により返還を請求すべきものであることが台帳に記載されていたが、返還請求には至っておらず、消滅時効の成立により貸付金債権を回収し得ないこととなるおそれがあるものと認められた。

看護師等修学資金を主管する保健福祉局保健医療部保健人材課においては、各借受者の猶予期間満了に際して、所定の免除申請手続を行うよう期日を定めて各借受者に通知しており、提出された免除申請書等に基づき免除条件適合性を判断している。免除条件に適合しない借受者には看護師等修学資金の返還を請求することとし、これに係る債権管理を行っている。一方、所定の期日までに免除申請がなされない場合にあっては、同課は返還請求を行わずに免除条件適合性の判断を保留し、引き続き免除申請手続を借受者に促すこととしている。このような制度運用の背景には、医療現場を支える看護師等の人材

を確保するという看護師等修学資金の制度趣旨は本県の政策目的でもあり、全国的に最低レベルにある本県の看護師等数を増加させて看護人材の不足を解消することが喫緊の課題であるという事情がある。加えて、制度創設当初に必ずしも想定されていなかった背景として、近年は経済格差の拡大や比較的短期間の就労を経て転職する借受者が増加していることも挙げられる。これらの背景に対応して制度運用を図る中で、資格試験不合格や出産・育児等のために免除の要件を満たすに至っていない借受者に貸付金の返還を請求することは制度趣旨に反することとし、再度の受験や復職の意思のある借受者については「特別の事情」があるものとみなして返還を猶予するなどの慣行が常態化され、その結果、借受者からの免除申請に基づき免除条件適合性が判断されるまでは返還を請求しないこととする現行の運用が定着してきたものと認められる。

しかし、このような慣行が常態化した結果、免除条件に適合しない借受者も免除申請手続を採らないことにより貸付金の返還を免れることから、免除申請書等の提出者と未提出者との間に著しい不均衡を生じており、また免除申請がなされなければ貸付金を返還すべきとの条例等の規定と運用との間に乖離が生じており、さらに、このような慣行を続けてきた結果、意図的な免除申請手続の忌避<sup>じえつ</sup>を惹起していることも懸念され、債権管理として適切を欠くものと認められる。そして、保留案件について借受者の資格試験の可否や就業状況等を十分に把握しない実務が定着しており、これにより看護師等の人材確保という制度目的の達成状況も十分には把握できない状況となっている。

したがって、保留案件の累積に伴う事務負担の増大にも鑑みて、消滅時効上回収可能な債権を速やかに特定し、消滅時効の中断、貸付金の返還請求等の措置を講じる必要がある。また、免除申請書等を提出しない借受者については、金銭債務の存在について改めて注意喚起するとともに、その就業状況等の把握に努め、看護師等としての就業や復職を促進するなど、看護師等修学資金の制度目的の達成を図りつつ、適切に債権を管理する必要がある。その上で、看護師等修学資金の貸付けから免除、返還に至る事務手続を借受者にとっての利便性及び債権管理の効率性の観点から見直すとともに、貸付金債権に係る情報管理の在り方を改善するなど、制度運用に係る事務処理の合理化を図り、これを事務処理要領等に定めた上で、所要の事務処理体制を整備するほか、必要性が認められる場合には関連規定の改正を検討する必要がある。

#### ④ 神奈川県内タクシー共通クーポン券の活用に関する件 (企業庁 神奈川県企業庁津久井水道営業所)

財産管理事務において、平成25年3月を最後に利用実績のない神奈川県内タクシー共通クーポン券(以下「タクシークーポン」という。)を所有し続けたまま活用していない状況にあった。

津久井水道営業所は送配水管の漏水事案に係る職員の深夜時間帯におけるタクシー利用等に係る運賃の支払を担保するため、88,100円のタクシークーポンを所有しているが、平成25年3月を最後にタクシー利用がなく、漏水対応等緊急の職員即応事案に係るタクシーの利用に至っては平成20年10月までさかのぼらないと利用がない状況である。神奈川県公営企業財務規程の規定により、深夜時間帯の帰宅経費等立替払が認められない経費や立替払の上限が5,000円となる経費があり、当該経費等の支払の担保のためには、立替払によらない支払の担保が必要となり、津久井水道営業所では当該支払の担保のために、タクシークーポンを所有し続けていた。

しかしながら、企業局内所属においては水道営業所に限らず現にタクシーの利用が行われており、これらの所属ではタクシー会社との運賃後払い契約により、立替払が認められない経費等の支払を行っていることを鑑みれば、長期間使用実績がなく、今後のタクシークーポンの利用可能性が不確実な津久井水道営業所は、タクシー運賃後払い契約を締結した上で、企業局全体のタクシー利用の需要に応じ、他の所属への管理換えや水道事業会計以外との会計間の有償譲渡等により、タクシークーポンの早期の費消による有効活用を企図することが合理的である。

したがって、津久井水道営業所は、企業局経営課等本庁所属と調整の上、管理換えや会計間の有償譲渡等を行うことにより、タクシークーポンの企業局内における有効活用を図るよう改善する必要がある。

#### ⑤ 特別展等の図録の出版に関する件 [既報告] (教育委員会 神奈川県立歴史博物館)

神奈川県立歴史博物館(以下「博物館」という。)において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。

博物館では、年に3、4回実施する特別展の開催に合わせて図録を作成し、展示内容をより深く理解しようとする観覧者の利便を図るため展示解説書として販売している。また、特別展の開催期間においては、学芸員等による展示解説を行い観覧者の理解の促進を図っている。平成26年度の1月31日から3月22日まで開催した「陸(おか)に上がった海軍」展は、博物館と慶應義塾大学が協力して調査した研究成果や従来になく関係先から収集した資料を紹介した新奇性の高い特別展であった。また、来館者数は目標を超える盛況であり、図録も完売した。

しかしながら、この特別展における図録の販売開始は、印刷会社へのデータ入稿が遅れて2月7日からとなってしまい、特別展の冒頭6日間に来館した熱心な観覧者に図録を提供できない状況となっていた。これは、担当学芸員に他の業務が加わり多忙を極めた上、従来になく関係先からの資料の準備に予想外の期間を要したためであり、進行管理や支援体制が不十分であったことによると



考えられる。図録の販売が遅れると、早期に来館した熱心な観覧者に図録の提供を行うことができなくなるため、観覧者の資料として作成した目的が十分に達成されず、県への収入機会が減ることにもなりかねない。また、今後、本件のように、県民の新しいニーズを発掘するため新しい視点の企画が増えると、新しい関係先との交渉や確認作業が多くなり予想外の対応が必要となることも考えられるので、進行管理や支援体制の充実がますます重要となってくる。

したがって、新しい視点の企画に対応する観点から、担当学芸員に対する支援体制の充実や計画的な進行管理により図録の出版が予定どおり実現できるよう改善を図る必要がある。

#### ⑥ 使用賃借している印刷機に係る印刷用紙の調達に関する件 (教育委員会 神奈川県立生田東高等学校)

印刷用紙の調達に当たり、印刷機の使用賃借契約を締結している事業者との間に、1か月単位の1者随意契約を繰り返して締結しているものがあつた。

生田東高等学校は、教育局行政部財務課長通知に基づき、他社機種との性能比較及び専用消耗品の見積合せを適正に行い、当該業者を当該機種及び専用消耗品の供給業者に決定して印刷機の使用賃借契約及び専用消耗品の供給契約を締結していた。そして、当該通知の対象外である印刷用紙についても、当該業者から毎月調達していた。

財務関係諸規定上、本件における印刷用紙のように年間を通じて継続的に使用する物品を1か月単位で発注することは妨げられておらず、本件の1回当たりの予定価格は5万円未満であり見積合せを省略できるため、1者随意契約により特定事業者から印刷用紙を調達することは法規性に反するものではない。

しかし、平成23年3月17日付け会指第87号「地方自治法施行令第167条の2第1項の規定を適用して随意契約する場合の物品購入契約等に係る事務手続きについて(通知)」において、できるだけ単品での発注を避け、特定の者に偏らない公平な業者選定に努めるよう示されていることを踏まえると、どの業者からでも調達できる印刷用紙の調達先が特定の業者に偏っている状況は、随意契約に係る会計事務の適正化の観点から好ましくない。

また、「年間を通じて継続的に使用する消耗品」の場合、年間購入計画を立て、まとめて調達すれば見積合せ等により競争性が働くが、本件は、毎月、1者随意契約により調達しているため、競争性が働かず、より安価な用紙の調達の機会を失っている可能性もある。

本件について、同校では、印刷用紙の保管スペースが1か月分程度しかないため、毎月購入手続を行っていたものであるが、発注は数か月分でも納品の指示を1か月分にすることや毎月の納品を契約条件にすることで保管スペースの問題は回避できると思われる。

したがって、本件の印刷用紙の購入に当たっては、所

属における公平な業者選定の方法や年間購入計画によりまとめて発注することの検討などにより、事務の透明性や経済性を図るよう改善する必要がある。

#### (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

##### ① 厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書における従事者の業務内容の定めに関する件 (政策局 神奈川県県央地域県政総合センター)

契約事務において、厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書に、業務内容に関して雇用関係を示すかのような「拘束時間」という文言を説明を付すことなく用いていた。

県央地域県政総合センター(以下「当所属」という。)は、当所属が管理する厚木合同庁舎の警備委託業務(平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、長期継続契約、契約額24,064,560円)の発注に当たり、仕様書に定める業務内容として、「警備時間」及び「拘束時間」の文言を用いて、「平日、午後5時15分から午後10時30分まで、翌日午前5時30分から午前8時30分まで」、「閉庁日、午前8時30分から午後10時30分まで、翌日午前5時30分から午前8時30分まで」を警備時間とし、これを含む「平日、午後5時15分から翌日午前8時30分まで」、「閉庁日、午前8時30分から翌日午前8時30分まで」を拘束時間としていた。そして、予定価格の積算に当たっては、警備時間のみを直接人件費の対象とし、これを除く拘束時間(午後10時30分から翌日午前5時30分まで)を除外していた。

しかしながら、委託業務契約の履行に当たっては、従事者は受託者の指示に基づいて業務に従事するものであり、警備員個々の勤務時間を指定するかのような「拘束時間」という文言を委託業務の仕様書で用いることは適当ではない。仮に、仕様書に示す拘束時間が警備員個々に対する割振りとして適用された場合、拘束時間の上限を定めた労働省労働基準局長通知に係る問題が生じることになる。さらには、最高裁判所の判例等によると、本件のような警備業務に係る断続的労働にあつては、一定率の減額はあるものの仮眠室における待機などの時間も労働時間に当たるとされているため、当所属が予定価格の積算対象外とした時間も含め、拘束時間の全てについて受託者が警備員を雇用する場合、最低賃金法に係る問題が生じる可能性がある。

このことから、仕様書において「拘束時間」という文言を用いることなく業務内容を明確に示すよう改善する必要がある。

##### ② 指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件 [既報告] (総務局 組織人材部行政管理課)

指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。

指定管理者事務において、指定管理者に貸し付けている物品の一部を管理物品として協定に列記していない指

定管理施設があった。神奈川県財務規則では、物品を備品と消耗品に分類する基準を定めているが、指定管理者制度の主管課である行政管理課は、同規則に基づく備品であるか消耗品であるかにかかわらず、施設運営上の必要性を勘案して各指定管理施設所管課が管理物品を特定することとし、これを県・指定管理者間の協定に列記することとしている。また、管理物品は、指定管理者の交代があることを想定して、指定管理者が善良な管理者の注意をもってこれを管理することとしている。

しかしながら、同課が作成している指定管理者制度の運用に関する手引きには、管理物品からは「消耗品を除く」と記述されている。その結果、平成23年に備品の基準額が2万円から5万円に引き上げられたことに伴い消耗品となった従来の備品を含めて、神奈川県財務規則に規定される消耗品を実態として貸し付けているにもかかわらず、これを協定に列記しないこととしている指定管理施設があり、かかる取扱いにより、県が調達した物品の逸失、指定管理者選定手続における競争の公平性の欠如等の問題が生じるおそれがある。

したがって、指定管理者制度の運用に関する手引きを改正して、神奈川県財務規則に規定される消耗品であっても指定管理者に貸し付ける物品は管理物品に位置付けることを明確にするなど、行政管理課による内部統制の趣旨を各指定管理施設所管課に周知徹底するよう改善を図る必要がある。

### ③ 社会参画活動推進事業における執行科目の件 (県民局 神奈川県立かながわ男女共同参画センター)

予算の執行において、社会参画活動推進事業(県の支払額、3件合計277,506円)について、事業の実施形態(委託事業)及び経費の執行科目(委託料)が、事業全体の経費の一部を県が負担しているという実態を反映したものとなっていなかった。

かながわ男女共同参画センター(以下「所属」という。)では、男女共同参画社会を実現する上で必要な社会参画活動に関する企画をNPO等から募集し、これを当該NPO等との協働事業として取り組む社会参画活動推進事業を平成13年度から実施している。金銭的な面から本件事業の全体を見ると、事業に直接要する経費のうち10万円までが県の事業とされ、それを超える部分はNPO等の事業とされている。当該県事業部分については、それに相当する金銭を支払うことにより、当該NPO等に実施させているが、所属はこの行為を委託と考え、委託事業の形態で実施しており、NPO等への金銭の支払を委託料として執行している。

委託事業は、発注者が取り組むべき事業の実施を第三者に委ね、その対価として金銭を支払うという性格を持つものであり、通常、その対価は発注者が全額負担することになると考えられるところであるが、県とNPO等が分担して本件事業を実施しているという本件事業の全体像や、委託料が1件当たり10万円を上限としその他の

経費は受託者であるNPO等が負担している資金面における県とNPO等との関係を踏まえると、本件事業の実態は、県がその負担すべき部分に応じた金銭を負担していることと実質的に等しいものであると認められる。したがって、委託事業の形式で委託料を支払って実施しているという現状は、本件事業の性格及び資金面における県とNPO等との関係の実態を反映したものとなっていない。

今後とも、県とNPO等とが分担して事業を実施し、県はその負担すべき部分に応じて金銭を当該NPO等に支払うという現在の形で事業を実施するのならば、こうした実態と整合的である負担事業として実施することが相応しいものと考えられるため、事業の実施形態や経費の執行科目を見直す必要がある。

### ④ 指定管理業務において親子教室及び受託評価事業の利用者から收受する食費に関する件 (保健福祉局 保健医療部県立病院課)

指定管理業務で收受する実費相当額を県の収入としていた。

本件実費相当額は、指定管理業務である親子教室及び受託評価事業の利用者に係る食費について、その実費相当額を賄料として利用者から收受しているものである。この收受は当該指定管理業務に対する対価の反映でもあることから、指定管理者の収入とすることが指定管理者制度の趣旨からは相当と認められる。

しかし、現在のところ本件賄料に対応する経費は指定管理料の算定に当たって指定管理業務に係る経費に積算されており、県の収入に計上されている。

したがって、本件賄料については指定管理者の収入とするよう改善を図ることとし、指定管理者と調整の上、関連規定等を見直す必要がある。

### ⑤ 庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算の件 (保健福祉局 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター)

庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算について、積算の合理性が十分に担保されていないものがあつた。

平塚保健福祉事務所秦野センター(以下「所属」という。)では、庁舎清掃業務委託の入札に当たり、価格情報誌に示された屋内清掃料金(以下「基準単価」という。)を参考に予定価格を積算しており、平成27年度における落札価格は1,669,680円であつた。本件委託業務においては、トイレトーパーなどの衛生消耗品は受託者が負担することとしているため、契約金額にはその代金相当額を含めているが、当該価格情報誌の料金には衛生消耗品に係る金額が含まれていない。このため、所属は基準単価から諸経費相当額を控除する目的で一定の方法により算出した単価(以下「補正単価」という。)を用いて算出した直接労務費(①)、この直接労務費に国土交通省建設保全業務積算要領(以下「要領」という。)に例示された直接物品比率(4%)を乗じて求めた直接物品費(②)及び別途見積もった衛生消耗品代(③)の合計額(①+

②+③)に対して、同じく要領に例示された業務管理比率(6%)、一般管理費率(20%)を順次乗じることなどにより設計額を積算しているが、補正単価の算出に当たっては、上記3つの諸経費率の総和である30%を基準単価に乗じた額を基準単価から差し引く方法により求めている。

しかしながら、この積算方法は、基準単価に含まれる諸経費の比率と所属が用いた諸経費率が一致するか、又は合理性が確保される程度に近接していることが前提となっているが、この点については明らかではない。また、仮に所属が積算に用いた諸経費率が補正単価の算出において合理性を有すると認められたとしても、補正に当たっては、諸経費率に1を加えた値の総積である132%で基準価格を除するべきであり、基準単価から総和である30%を控除した場合、総積に換算すると142%で除することに等しく、積算が過少となってしまうことになる。そもそも、本件のように衛生消耗品代のみを個別に積算する必要があり、かつ、その金額が諸経費抜きの場合であっても、これに業務管理比率、一般管理費率を順次乗じることなどにより求めた諸経費込みの衛生消耗品代を基準単価に基づき算出した金額に加えることによって積算の合理性は十分に確保され、補正単価を用いるまでには及ばないものと考えられる。さらには、所属が受託者に衛生消耗品を支給する形に契約内容を見直し、その代金相当額を契約金額に含めないという方法も考えられる。

したがって、今後はこれらの点を踏まえ、積算においてより高い合理性が確保されるよう事務処理を改善する必要がある。

**⑥ 庁舎の使用許可に伴い使用許可を受けた者に負担させる光熱水費等相当額の算定に関する件** (保健福祉局 神奈川県精神保健福祉センター)

精神保健福祉センター(以下「所属」という。)の団体への庁舎の使用許可に伴う光熱水費等相当額について、行政財産の使用許可取扱要領(以下「要領」という。)に定める使用面積、使用人員及び使用状況等の要素を十分に考慮せずに算定していた。

所属の団体への庁舎の使用許可に伴う光熱水費等相当額について、所属の庁舎3階部分は、所属及び5つの団体の6者が使用していることから、所属はこれら5つの団体に対して行政財産の使用許可をするとともに、要領第10条に基づき光熱水費相当額を徴収している。(平成27年12月末現在の総徴収額122,524円)

徴収すべき光熱水費等相当額については、要領第10条別表2「光熱水費等算定基準(以下「基準」という。)に定められている算定式に従って算定することになる。また、この算定式が実情に即しないときは、財産管理者が使用者の使用面積、使用人員、使用状況等を勘案して合理的に算定式を定めて算定することとされている。

所属においては、庁舎3階部分に子メーターが設置され、その数値により3階フロア全体の使用実績は把握で

きるものの、各団体の個別の使用実績は把握できない。

したがって、所属は、財産管理者として、全体の光熱水費等相当額を使用者の使用面積、使用人員、使用状況等を勘案した合理的な算定式を定めて、所属も含めた団体ごとに按分する必要がある。このため所属は、電気、水道及びガスの料金について、子メーター(3階全体)が表示する数値に基づき計算した金額を、年度当初に見込んだ6者それぞれの予定使用時間のみに基づき按分して算出していた。

しかしながら、一般的には電気及びガスの料金と使用面積、水道料金と使用人員の間には相当の因果関係が存在するものと考えられるため、所属が定めた算定方法のように使用面積や使用人員という要素を考慮しない方法では、相対的に使用面積が小さい団体や使用人員が少ない団体の負担が必要以上に過大に算定されるリスクがある。また、予定使用時間により按分している点についても、実際の使用時間が各団体の負担額に適切に反映されないリスクがある。

実際、各団体が使用するのは主に3階フロアの団体事務室(各団体3.3㎡、1団体は0.704㎡)で、使用人数も1人から2人程度であり、団体会議室(90㎡)は各団体共用のスペースとして使用を認めているものの、各団体は年1回の総会を除き、ほぼ使用していない。

一方、団体会議室は所属も使用しており、人数も1回の会議に10人前後で使用することもあることから、3階フロア全体の使用面積や使用人数を勘案した場合、各団体の負担が過大に算定されている可能性がある。さらに、団体間においても、使用面積を勘案した場合、1団体の按分割合が他の4団体に比して過大な徴収となってしまう、各団体における光熱水費が過大若しくは徴収不足となってしまう可能性もある。

したがって、今後の光熱水費等相当額の算定に当たっては、各団体における使用面積、使用人員及び使用状況等を十分に勘案し、適切に使用の実態が反映された費用按分によるよう、算定方法を改善する必要がある。

**⑦ 高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件** (教育委員会 教育局行政部教職員企画課)

海洋科学高等学校(以下「高校」という。)で毎年実施している航海実習において、勤務日を週休日等に変更する振替などについて、規定が整備されていなかった。

高校では、航海実習期間中には実習船に乗り込む海事職職員等に対して週休日等における勤務を命じている。この命令に伴う週休日等の振替に当たっては、当該職員が「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(以下「条例」という。)及び規則で定める「職員」に該当するため、これらの規定に沿って行うことになるが、航海実習期間が最大3か月に及び、その前後にも沿岸航海期間があるなど、規則に沿った週休日等の振替が難しい状況があることから、当該事務処理に当たり、船員法(以下「法」という。)に規定する、作業に従事すること又はそ

の休日を与えられないことに対する補償としての休日（以下「補償休日」という。）に関する規定（法第62条）を直接適用し、基準労働期間（1年以内）に休日を与えることができると解して、実質的に規則に定める期間を超えて週休日等の振替を行っている。

しかしながら、学校職員である当該職員の勤務時間については、船員法など学校職員に関する規程以外の法令は直接に適用されず、条例及び規則など学校職員に関する規定を根拠として取り扱われるべきものである。また、当該実習は漁船（漁船法に規定する「指定漁船」）において勤務するものであり、漁船に乗り込む船員に対しては、船員法ではなく指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令が適用されるものでもある。

したがって、制度所管課である教職員企画課においては、高校や人事委員会事務局と調整の上、補償休日に準じた取扱いなどを認める形での条例規則の改正、又は人事委員会の承認を得て別に定める取扱いの設定など、今後、改善又は見直しが必要である。

#### ⑧ 県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力の問題（教育委員会 教育局行政部教職員企画課）

県立学校の教員がタクシーを利用した出張をするに当たり、人事給与システム（以下「システム」という。）への入力を行っていないものが多数あった。

県立学校の教員が、傷病生徒をタクシーで緊急搬送する出張に係る旅行申請について、出先機関の監査でシステムへの入力漏れが散見されたため、教育局に報告を求めたところ、平成27年度において、173校中152校で1,021件のタクシーの利用があり、うち135校において763件のシステムへの未入力及び178件の旅行雑費の未支給が判明し、多くの県立学校に共通した問題であった。

本件の多くは、突発的に発生した傷病生徒の搬送に伴う出張であり、旅行命令権者である副校長に口頭での旅行命令を受けて出張した後、システムへの入力を失念してしまったものである。

この原因としては、個々の教員及び旅行命令権者において入力が必要であることに対する意識が必ずしも高いとは言えないことが挙げられる。また、このことに加えて、背景的要因としては、教育局では教員がシステムを利用できるパソコンが、12人に1人の割合でしか配備されておらず授業の休み時間に順番待ちで入力することもある状況であり、旅行申請の入力環境が整っていないことも挙げられる。さらには、タクシー代の支出の決裁過程において、決裁権者であり、教員の旅行命令権者である副校長等が、タクシーの利用と旅行命令簿との照合を十分に行っていない状況もある。

このため、制度所管課による研修等を通じて教員及び旅行命令権者に対して意識の徹底を図ることを基本としつつ、事務環境や事務執行体制の面でこれを補完していくことが必要であると考えられる。

補完のための方策として、システム入力環境改善については、全ての教員にパソコンを配備することは早期の実現は困難であると認められるものの、例えば、タクシー代の支出に当たり執行書類と旅行命令簿とを照合することについては、毎月のタクシー代の支出における1校当たりのタクシー利用件数が1件に満たないことを踏まえると、当該照合を各学校で行うことは十分実行可能性があり、これによりシステムへの入力漏れを防止する効果が期待できるため、旅行命令に係る業務の一環として副校長の業務として明確に位置付けるなどの検討が必要であると思われる。

今後のシステムへの未入力防止に向けては、こうした取組により適正な処理ができるよう事務の改善を図る必要がある。

#### ⑨ 男子トイレブース交換・女子トイレ洗面台交換の修繕工事の経費に関する件（教育委員会 神奈川県立鶴嶺高等学校）

県立学校施設の維持運営等に当たり、生徒用トイレの改修工事を私費会計から支出しているものがあつた。

鶴嶺高等学校では、校舎の老朽化が激しく、老朽化対策等のため、各種工事を実施しており、平成27年度において雨漏り修繕工事1件、1,927,368円などの修繕等（20件、7,493,018円）を行っていた。このうち19件、6,304,370円は公費により支出したが、北棟2階男子トイレブース交換・女子トイレ洗面台交換の修繕工事、1件、1,188,648円は保護者・生徒の要望が強かったため、PTAの承認を得た上で私費である同団体の団体徴収金の「環境整備費」会計から支出していた。

しかし、学校教育法第5条では、学校運営経費は原則として学校設置者が負担することとされている。教育局では、県立学校の教育施設の老朽化対策等のために各種工事を実施しており、そのための予算として、「(細事業)教育施設各所管費」や「(細事業)教育施設維持修繕費」などを県立学校に再配当している。

また、教育局が作成した「公費・私費の負担区分に係る運用基準」の施設管理の負担区分例では、「グラウンド及び建物等の改修工事代」は「公費負担とするもの」として例示されているところであり、本件の修繕工事代についても公費負担の例示の範囲内と考えられる。

したがって、教育施設の修繕工事に係る学校運営経費の執行の透明性を高めるために、校舎の老朽化に伴う教育施設の修繕工事が真に必要なのであれば、今後は、私費会計に負担させるのではなく、適切に予算措置を行い、公費で執行するよう改善する必要がある。

#### 5 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は135箇所であり、また、認められなかった箇所は428箇所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。このうち、総務局行政管理課の「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」は、前記4(2)②のとおり、出先機関を

監査した結果、要改善事項が認められたものである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局（5箇所、11件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室	平成28年8月30日（平成28年7月12日及び同月13日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、CHO（健康管理最高責任者）構想基盤構築事業業務委託契約（契約額10,810,800円）について、保健福祉局からの業務の移管（平成27年6月1日）に伴い、その予算執行について改めて執行何票による決裁を速やかに受けるべきところを、同年12月9日までこれを行っていなかった。

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県統計センター	平成28年5月18日（平成28年3月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、国勢調査の調査関係書類の審査等補助事務労働者派遣業務の委託契約（契約額13,701,454円）の締結に当たり、契約書に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律により義務付けられている直接指揮命令者等に関する事項の記載がなかった。[特記前出]
神奈川県県央地域県政総合センター	平成28年4月26日（平成28年3月3日、同月4日、同月7日及び同月8日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、加入している団体の会費（1件、10,000円）の支出に当たり、「(節) 負担金、補助及び交付金」で執行すべきところ「(節) 報償費」で執行していた。 2 財産管理事務において、土地及び建物に係る行政財産使用許可の使用料の算定に当たり、財産経営部長通知に基づき県有財産台帳価格の改定による新価格を平成27年9月以降の使用許可期間に適用すべきところ、同通知に反し平成27年度の使用許可期間全体に適用した上で同年4月から同年8月までの許可期間の使用料との差額を同年9月以降の使用料としたため、2件、83円を過大に徴収しており、3件、150円が徴収不足であった。 3 庶務事務において、火薬類取締法等に係る業務について、従事した職員が報告を誤ったため、特殊勤務手当等5件、1,012円の支給が不足していた。[特記前出] （要改善事項） 「厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書における従事者の業務内容の定めに関する件」（前記4(2)①参照）
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成28年4月28日（平成28年3月15日から同月18日まで職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、湘南地域鳥獣対策協議会ツキノワグマ対策部会の委員謝礼の支払に当たり、履行後3月を超えて支払っているものが1件、15,000円あった。
神奈川県県西地域県政総合センター	平成28年4月27日（平成28年3月9日から同月11日まで及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 1 工事事務において、広域農道整備工事の設計積算に当たり、軽量盛土工の施工に際し設置する足場工について、誤って設置が不要な部分を控除することなく積算していたため、変更後の契約額（149,904,000円）が183,600円過大のまま支払っていた。[特記前出] 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 行政財産使用許可に当たり、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの使用期間とした申請に対し、行政財産の使用許可取扱要領に基づき平成27年3月31日までの許可とすべきところ、平成27年4月30日までの許可としていた。このことにより、平成27年5月1日以降の使用許可期間更新後の使用料100円と合わせ、使用者に平成27年度分の使用料100円を重複して負担させていた。 (2) 借用不動産の台帳価格の改定に伴う転貸借の変更契約の締結に当たり、財産経営部長通知に基づいて平成27年9月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが3件（契約日、平成27年11月24日2件、同月26日1件）あった。 3 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが24件あり、そのうち旅費23件、4,600円を支給していなかった。

イ 総務局（7箇所、9件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成28年8月31日(平成28年7月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 供用自動車等燃料購入契約(市場価格を反映した変動単価契約、支払総額3,339,215円)の締結に当たり、特段の根拠なく、契約単価を構成する定額手数料を決定するために必要な見積書を徴していなかった。 2 非常用発電設備点検業務契約(契約額1,706,400円)の締結に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により契約書への明記が求められている「契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期」を記載していなかった。
組織人材部行政管理課	平成28年8月31日(平成28年7月22日職員調査)	(出先機関監査の結果に基づく要改善事項) 「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」[既報告](前記4(2)②参照)
財産経営部施設整備課	平成28年8月31日(平成28年7月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員に対し、当該週休日の時間外勤務手当(支給割合135/100)を支給すべきところ、当該職員が誤って時間外勤務を別の平日に人事給与システムへ入力し、支給割合125/100により計算されたこと等により、時間外勤務手当6件、16,173円が支給不足であった。 (要改善事項) 「計画修繕工事に係る予算の執行に関する件」(前記4(1)①参照)

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚県税事務所 [既報告]	平成28年2月9日(平成27年12月21日職員調査)	(要改善事項) 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」(前記4(1)②参照)
神奈川県高津県税事務所	平成28年5月12日(平成28年3月1日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、立木の管理に当たり、神奈川県県有財産規則第46条に定める立木に係る県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木(クロガネモチ1本、イロハモミジ2本)が存在するにもかかわらず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。
神奈川県小田原県税事務所 [既報告]	平成28年2月4日(平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが88件あり、そのうち旅費51件、10,200円を支給していなかった。
神奈川県厚木県税事務所 [既報告]	平成28年4月1日(平成28年2月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、宅配便の発送に当たり、割安な料金単価により契約している宅配便等配達業務委託契約に定められた方法により配達依頼すべきところ、同契約の対象ではないと誤認し、一般の郵便物と同じ方法により依頼したことにより、平成27年4月から同年12月までの間、宅配便41件について支払額が合計で15,877円割高であった。

## ウ 安全防災局(3箇所、3件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
安全防災部消防課	平成28年7月21日(平成28年6月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムへ入力していなかったため、週休日に時間外勤務した職員1名に対して、時間外勤務手当1件、3,496円を支給していなかった。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	平成28年2月16日(平成28年2月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力をしていなかったものが8件あり、そのうち旅費2件、400円を支給していなかった。
神奈川県消防学校	平成28年2月16日(平成28年2月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力をしていなかったものが47件あり、そのうち旅費39件、8,493円を支給していなかった。

## エ 県民局(13箇所、16件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成28年7月29日(平成28年6月8日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県公立高等学校設置者会議の委員に対する謝金2件、38,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って月額表を適用したことにより、10,438円が徴収不足であった。 2 契約事務において、外国籍DV被害者のための「多言語相談」業務委託契約(契約額7,000,000円)及び女性への暴力相談「週末ホットライン」業務委託契約(契約額2,150,000円)の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税額及び地方消費税額を契約書に記載していなかった。
くらし県民部人権男女共同参画課	平成28年7月29日(平成28年6月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、外国籍DV被害者のための「多言語相談」業務委託契約(契約額7,000,000円)及び女性への暴力相談「週末ホットライン」業務委託契約(契約額2,150,000円)の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税額及び地方消費税額を契約書に記載していなかった。
くらし県民部文化課	平成28年7月29日(平成28年6月14日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、新たな歳入である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(1件、66,986,000円)の収入について、調定時には同交付金に対応する予算科目が設定されていなかったことから、科目更訂を前提として既存の予算科目で調定を行ったが、その後、科目更訂を失念し、予算科目の誤りを是正していなかった。[特記前出]
次世代育成部次世代育成課	平成28年7月29日(平成28年6月21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、32,016円を支給していなかった。
次世代育成部子ども家庭課	平成28年7月29日(平成28年6月16日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電柱支線1条の設置のために行政財産の使用許可を行っていた土地の用途廃止に伴う使用許可から賃貸借契約への変更に当たり、契約の締結及び貸付料の徴収(1件、365円)が3月を超えて遅れていた。
次世代育成部私学振興課	平成28年7月29日(平成28年6月20日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県公立高等学校設置者会議の委員に対する謝金2件、38,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って月額表を適用したことにより、10,438円が徴収不足であった。 2 庶務事務において、休日に勤務し、休日の振替を行わなかった職員1名に対して、休日勤務手当1件、16,027円を支給していなかった。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ男女共同参画センター	平成28年2月24日(平成28年2月23日及び同月24日職員調査)	(要改善事項) 「社会参画活動推進事業における執行科目の件」(前記4(2)③参照)
神奈川県パスポートセンター[既報告]	平成28年3月11日(平成28年1月28日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る委託契約の締結に当たり、産業廃棄物の収集運搬・処分に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な記載を行っていなかった。
神奈川県中央児童相談所	平成28年5月13日(平成28年5月11日から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、3日里親謝礼の支払に当たり、履行確認の遅れや不十分な予算管理などにより、第3四半期分(15名、計239,200円)については、履行後3月を超えて支払っており、第4四半期分(14名、計200,100円)については、本来、「(事業名)里親制度推進費(細事業名)里親制度推進費」の予算科目により支出すべきところ、「(事業名)児童相談所費(細事業名)虐待防止対策推進費」により支出していた。 2 庶務事務において、非常勤職員報酬加給の支給に当たり、加給額の算出基礎となる勤務期間を誤って計算したため、

		加給を支給すべきではない職員に対して、1件、55,891円を誤って支給していた。[特記前出]
神奈川県平塚児童相談所 [既報告]	平成28年4月13日(平成28年2月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行っていなかったものが8件あり、そのうち旅費5件、4,840円を支給していなかった。
神奈川県立中里学園	平成28年6月3日(平成28年3月15日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムへ入力をしていなかったものが5件あり、そのうち旅費4件、800円を支給していなかった。
神奈川県立おおいそ学園 [既報告]	平成28年2月4日(平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会の委員に対する謝礼金延べ6名分、102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、25,320円が徴収不足であった。[特記前出]
神奈川県立青少年センター	平成28年7月29日(平成28年5月26日及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(4台、4.07㎡)に当たり、一般競争入札により貸し付けるという原則に対する例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させていなかった。

## オ 環境農政局(7箇所、9件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成28年8月24日(平成28年7月5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、「神奈川県環境農政局総合評価方式意見聴取会(平成27年度第1回)」の開催に係る委員謝金(2名分、36,000円)の支払に当たり、同謝金に関する規程に定められている支給期日を87日過ぎて支払っていた。
環境部資源循環推進課	平成28年8月24日(平成28年7月4日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター	平成28年4月22日(平成28年3月22日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに道路照明灯が設置されているものが1件、行政財産の使用承認の手続を行わずに道路標識が設置されているものが3件あった。
神奈川県自然環境保全センター	平成28年2月26日(平成28年1月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の過年度分の使用料(1件、163,360円)について、調定を行っていなかった。 2 支出事務において、ニホンジカ保護管理検討委員会の委員への謝礼金等(7名分、96,000円)について、履行確認後3月を超えて支払を行っていた。 3 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。
神奈川県水産技術センター	平成28年3月23日(平成28年3月22日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る契約の締結に当たり、契約書(単価契約、概算総価230,000円)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている委託数量の記載を行っていなかった。
神奈川県農業技術センター	平成28年7月20日(平成28年2月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。
神奈川県立フラワーセンター大船植物園 [既報告]	平成28年1月26日(平成27年12月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、督促状の発行(1件、滞納金額合計720円)に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納期限から20日以内に督促状を発行せず、また遅延して発行した督促状



の指定期限を督促状を発行する日から起算して10日を経過した日以外に指定しているものがあつた。

カ 保健福祉局 (19箇所、25件)

(ア) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
保健医療部県立病院課	平成28年8月23日(平成28年7月5日職員調査)	(要改善事項) 「指定管理業務において親子教室及び受託評価事業の利用者から収受する食費に関する件」(前記4(2)④参照)
保健医療部がん・疾病対策課	平成28年8月23日(平成28年7月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県指定難病特定医療費等管理システム開発導入業務等委託契約(契約額15,165,144円)の履行確認に当たり、同契約に基づいて納入させるべき成果物の一部(紙媒体及び電子媒体)を納入させていなかったにもかかわらず、履行済として検査を完了し、契約代金を支払っていた。[特記前出]
保健医療部保健人材課	平成28年8月23日(平成28年7月7日職員調査)	(要改善事項) 「看護師等修学資金貸付金の債権管理に関する件」(前記4(1)③参照)
福祉部地域福祉課	平成28年8月23日(平成28年6月28日及び同月29日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、市民後見推進事業費補助額の確定に当たり、1市(補助額2,656,000円)から提出された実績報告書等の内容に齟齬があつたのを看過し、実績報告書の補助金精算額調書に基づき補助金を精算したため、交付額が2,127,000円過大となつていた。[特記前出]
福祉部障害福祉課	平成28年8月23日(平成28年6月29日及び同月30日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、具有財産台帳価格の改定に伴う行政財産使用許可の変更に当たり、財産経営部長通知に反して使用料を算定したため、内容を誤って許可していた。これにより、使用料3件、4,084円が徴収不足であつた。
福祉部生活援護課	平成28年8月23日(平成28年7月4日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかつた職員3名に対して、時間外勤務手当3件、72,803円を支給していなかった。 2 公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費5件、3,840円を支給していなかった。
生活衛生部生活衛生課	平成28年8月23日(平成28年7月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、茅ヶ崎駐在事務所に配属されている庁用自動車6台(帳簿価額計7,145,159円)について、平成20年4月に同事務所を設置するに当たって所在地が異なる事務所から管理換えを受けたものであるにもかかわらず、現在まで、道路運送車両法の規定に基づく「使用の本拠の位置」に係る変更登録を申請していなかった。[特記前出]

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成28年3月9日(平成28年1月27日及び同月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、緊急参集した職員のうち1名に対して、時間外勤務手当1件、3,690円を支給していなかった。
神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	平成28年3月9日(平成28年1月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかつたため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しており、時間外勤務手当1件、12,892円を支給していなかった。 (要改善事項) 「庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算の件」(前記4(2)⑤参照)
神奈川県鎌倉三浦保健福祉事務所三崎センター [既報告]	平成28年2月10日(平成27年12月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、時間を単位とした行政財産の使用許可に当たり、建物台帳価格等に基づく1日分の使用料を徴収すべきところ、誤って1時間当たりの光熱水費等の実費相当額(定額)により使用料を算定し、さらに、減免の対象とならないにもかかわらず5割減額としたため、使用料1件、1,585円が徴収不足であつた。 2 物品管理事務において、庁舎トイレのバリアフリー工事に伴い設置したベビーチェア2台(帳簿価額(単価)51,429円)及びベビーシート2台(帳簿価額(単価)97,264円)について、神奈川県財務規則に基づく物品取得手続を行わ

		ず、備品台帳にも記録していなかった。
神奈川県小田原保健福祉事務所 〔既報告〕	平成28年3月30日(平成28年1月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、後納郵便料の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ副所長の専決として処理していた。
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成28年6月21日(平成28年4月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費4件、800円を支給していなかった。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成28年7月13日(平成28年4月26日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成28年1月分電気料金(2件、34,217円)の支払に当たり、電子決裁を怠ったため、当初の口座振替指定日に振替ができず、期限後に支払っていた。その結果、同年1月分の口座振替割引の取消しにより、同年2月分電気料金の支払に当たり、口座振替割引の適用除外2件、108円を加算されて支払っていた。
神奈川県立衛生看護専門学校 〔既報告〕	平成28年4月5日(平成28年1月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、第1実習室の改装工事(当初契約額8,067,600円)の変更契約に当たり、変更契約に伴う増額分594,000円について予算科目を「(節)工事請負費」として執行すべきところ「(節)需用費」で執行していた。
神奈川県精神保健福祉センター	平成28年5月19日(平成28年2月10日職員調査)	(要改善事項) 「庁舎の使用許可に伴い使用許可を受けた者に負担させる光熱水費等相当額の算定に関する件」(前記4(2)⑥参照)
神奈川県立総合療育相談センター	平成28年5月13日(平成28年5月11日から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤って適用したため、基本報酬(日額)を9,366円とすべきところ、12,480円としていた。その結果、平成27年4月分から同年6月加給分までの報酬4件、263,367円を過大に支給していた。〔特記前出〕
神奈川県立ひばりが丘学園	平成28年4月22日(平成28年4月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 空調設備保守点検業務委託契約(契約額1,188,000円)に基づく保守点検業務について、年4回(平成27年5月、同年8月、同年11月、平成28年2月)の各業務完了後に受託者から作業報告書が提出される都度検査を行うべきところ、支払時期である半期ごとに検査を実施していた。 (2) 産業廃棄物の収集運搬業務委託契約(契約額220,000円)の締結に当たり、契約金額の一部である搬出作業費及び諸経費を契約書に記載しておらず、また、同処分業務委託契約(契約額400,000円)の締結に当たり、契約書の受注者の責任範囲の記載内容に誤りがあった。さらに、これらの契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき、各々の契約ごとに検査調査を作成すべきところ、受領委任により契約金額の支払先が一者になったことと検査調査作成の要否を混同し、両契約の契約金額を合算した額を契約金額として記載した検査調査を、収集運搬業務委託契約についてのみ作成していた。 2 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが26件あり、そのうち旅費23件、7,600円を支給していなかった。
神奈川県食肉衛生検査所	平成28年9月13日(平成28年2月2日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。
神奈川県動物保護センター	平成28年5月19日(平成28年3月24日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 行政財産の使用許可の失効に伴う使用料2件、785円の還付に当たり、還付手続が用途廃止後3月を超えて遅れていた。 2 行政財産の貸付けに伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、前回の監査で、算出誤りによる過大徴収について指摘がなされていたにもかかわらず、今回も前月末指針値の計算式への入力誤りにより、1件、6円を過大に徴収していた。

## キ 産業労働局(8箇所、10件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成28年8月3日(平成28年6月16日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、新聞購入代第4四半期分ほか5件、

		90,439円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律などに定められている支払期限を過ぎて支払っていた。
産業部産業振興課	平成28年 8 月 3 日 (平成28年 6 月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業及び新産業ベンチャー起業化支援事業に係る委員謝金1件、18,000円の支払に当たり、支払期限を過ぎて支払っていた。
産業部エネルギー課	平成28年 8 月 3 日 (平成28年 6 月17日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費3件、600円を支給していなかった。
観光部国際観光課	平成28年 8 月 3 日 (平成28年 6 月21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、1,024円を支給していなかった。
労働部労政福祉課	平成28年 8 月 3 日 (平成28年 6 月24日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、530円を支給していなかった。

(6) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県産業技術センター	平成28年 4 月21日 (平成28年 3 月14日から同月16日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、受託研究に係る受託収入の調定について、神奈川県財務規則の規定に反し、調定の日から20日を超えて納入期限を定めていたものが1件、210,330円あった。 2 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約額4,924,800円)の相手方が業務の一部を他社に行わせているにもかかわらず、同契約書で定められた届出書を提出させていなかった。また、同契約書で定められている売上状況等の報告も行わせていなかった。 3 財産管理事務において、神奈川県産業技術交流協会に対する行政財産の使用許可に当たり、金庫設置部分の面積の算入を失念したことにより、許可面積が過少となったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより平成27年度分使用料1件、15,024円が徴収不足であった。
神奈川県産業技術センター工芸技術所	平成28年 4 月21日 (平成28年 3 月10日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、産業技術センター工芸技術所の駐車場に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反して消費税及び地方消費税相当額を使用料に含めなかったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより平成27年度分使用料1件、1,643円が徴収不足であった。
神奈川県立産業技術短期大学校 [既報告]	平成28年 2 月17日 (平成28年 2 月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料及び庁費立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。[特記前出]

ク 県土整備局 (9箇所、20件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備経理課	平成28年 8 月 4 日 (平成28年 6 月22日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、国庫支出金の返還に当たり、流域下水道事業会計予算から返還すべき2件、136,204円について、他の一般会計予算から返還すべきものと合わせ一般会計予算から返還していた。 2 歳計外現金事務において、県有財産の売払いに係る契約保証金の歳計外現金への受入れに当たり、歳計外現金納付書に記載する会計コードを誤ったことにより、歳計外現金として受け入れるべきものを土地建物等売払収入として処理していたものが2件、12,110,500円あった。その結果、契約保証金の売買代金への充当が売買契約書で定める時期よりも前に充当されていた。

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所 [既報告]	平成28年2月10日(平成27年12月21日、同月22日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 利用目的が駐車場である普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸し付けていた。これにより貸付料1件、42,261円が徴収不足となっていた。 2 利用目的が駐車場の料金徴収所である都市公園施設の管理許可に当たり、管理許可内容が土地から建物に変更されたことに伴う使用料1件、8円を還付していなかった。
神奈川県平塚土木事務所 [既報告]	平成28年2月12日(平成28年1月6日から同月8日まで職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託(契約額2,208,708円)の契約に当たり、設計額の積算を誤ったため、設計額が21,600円過大のまま契約を締結していた。
神奈川県藤沢土木事務所 [既報告]	平成28年2月2日(平成27年12月15日から同月17日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 洗濯機の購入契約(契約額111,175円)に伴う既存洗濯機の排出に当たり、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象機器であるにもかかわらず、県が排出者としてリサイクル料金(再商品化料金)を負担することが契約上明記されていなかった。 (2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約(契約額6,376,320円)に係る毎月の作業完了確認調査が受託者から提出された際、検査調査を作成しておらず、神奈川県財務規則に定める検査を行っていなかった。 2 財産管理事務において、行政財産(汐見台庁舎敷地2件)の使用許可に当たり、うるう年を考慮していなかったため使用料を誤って算定していた。これにより、使用料2件、8,305円が徴収不足であった。 3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費25件、5,000円を支給していなかった。
神奈川県厚木土木事務所 [既報告]	平成28年3月18日(平成28年2月3日から同月5日まで職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、庁用自動車運行管理委託(契約額2,154,859円)に伴う燃料代の平成27年4月分(25,920円)及び同年5月分(25,239円)の支払について、自主運転に係る燃料代の按分計算を誤ったため、支出科目の内訳として「(節)需用費」が72円過大となり、「(節)委託料」で同額の不足が生じていた。 2 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、害虫駆除代に係る負担分を算定していなかったことなどのため、11件、2,135円が徴収不足であった。 3 工事事務において、橋りょう(昭和橋)補修工事(契約額130,298,560円)の設計積算に当たり、コンクリート増厚のためのチップング工の数量算出について、撤去する既設支承部を控除すべきところ、控除することなく積算したため、設計金額が140,400円過大のまま契約事務等を執行していた。
神奈川県県西土木事務所 [既報告]	平成28年1月27日(平成27年12月2日から同月4日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、無線テレメータ設備保守点検業務委託契約(契約額3,240,000円)の仕様書に、委託業務である定期点検に係る点検項目のうち2項目が記載されていなかった。また、仕様書に点検対象設備の数量を適切に反映していなかったため設計額の積算を誤り、設計額が21,600円不足のまま契約を締結していた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 道路補修工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額(33,264,000円)が96,120円過大であった。[特記前出] (2) 道路改良工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額(81,616,680円)が371,520円不足であった。[特記前出] 3 財産管理事務において、足柄上合同庁舎敷地の使用許可に係る使用料の算定を誤って許可していた。これにより、平成27年度分使用料が156円過大であった。
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター [既報告]	平成28年1月27日(平成27年12月7日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約(単価契約、概算総価額18,560,448円)の第1四半期及び第2四半期分代金に係る請求単価の取り違えを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。また、同委託契約において、受託者から作業報告書を毎月提出させていたに

		もかかわらず、検査を支払時期に合わせて四半期ごとに実施していた。[特記前出]
神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	平成28年4月20日(平成28年4月15日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、公園施設の管理許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが、2件、4,661円あった。 2 財産管理事務において、公園施設の管理許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料、2件、37円が徴収不足であった。
神奈川県流域下水道整備事務所	平成28年5月17日(平成28年5月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 文書の管理において、「道路工事・占用工事調書及び付図」(2件、計6,998円)の購入の根拠となる「道路工事調整システム利用契約書」が所在不明になっていた。

## ケ 企業庁(12箇所、16件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部会計課	平成28年7月22日(平成28年5月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、支払通知書12,280枚ほか2点の印刷製本契約(契約額599,814円)の締結に当たり、再度入札の不調により見積合せを実施する際に入札時と異なる予定価格を設定して見積合せを執行していた。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所	平成28年9月13日(平成28年4月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、緊急呼出しにより深夜に登庁し、漏水対応業務に従事した職員1名に対して超過勤務手当1件、12,749円を支給していなかった。
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成28年4月21日(平成28年3月7日及び同月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、水道施設の維持等に係る業務に支給される特殊勤務手当1件500円が支給されておらず、2件324円が支給不足であり、1件500円が誤って支給されていた。
神奈川県企業庁津久井水道営業所	平成28年6月29日(平成28年3月3日職員調査)	(要改善事項) 「神奈川県内タクシー共通クーポン券の活用に関する件」(前記4(1)④参照)
神奈川県企業庁藤沢水道営業所[既報告]	平成28年1月22日(平成27年12月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物運搬・処分業務委託(予定価格125,000円(税抜))及び保存文書の運搬・リサイクル処理業務委託(予定価格141,440円(税抜))の契約の締結に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないことを契約書に明記していなかった。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成28年3月25日(平成28年2月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(60,071,760円)が77,760円過大であった。[特記前出]
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成28年5月24日(平成28年2月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、配水管等のき損に伴う損害賠償金の収入未済に係る督促状の発行に当たり、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していないものが3件、計331,432円あった。[特記前出] 2 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、誤った施工歩掛を適用していた仮設材設置撤去工について、そのまま積算したため、変更後の契約額(56,251,800円)が629,640円過大であった。[特記前出]
神奈川県企業庁海老名水道営業所	平成28年5月12日(平成28年3月23日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県公営企業財務規程に定められた支出命令権者の決裁を受けることなく支出手続を行っているものが5件、計257,833円あった。[特記前出] 2 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(21,177,720円)が42,120円過大であった。
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成28年5月19日(平成28年3月22日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率を、引き続き適用して積算していたため、変更後の契約

神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	平成28年3月1日(平成28年2月29日及び同年3月1日職員調査)	額(42,255,000円)が93,960円過大であった。[特記前出] (不適切事項) 1 支出事務において、前入金口座への支出を失念していた平成27年4月分の電話料金が先に振り替えられたために同年5月分の電気料金が口座振替できず、納付書による支払を行った結果、同年7月分の電気料金請求額に口座振替割引の適用除外及び延滞利息合わせて665円を加算されて支払っていた。 2 工事事務において、谷ヶ原浄水場急速ろ過池更生工事(契約額42,174,000円)に係る設計額の積算に当たり、残砂処分費及び土砂検定費の積算を誤ったため、設計額が270,000円過大となり、この過大な設計額に基づいて決定した予定価格が、正しく積算された設計額を上回っていた。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	平成28年9月15日(平成28年4月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、導水施設詳細調査等業務委託の変更契約の締結に当たり、当該変更により追加された積算項目の一つである水質調査・分析に係る諸経費を二重に積算したため、変更後の契約額(39,448,080円)が389,880円過大であった。[特記前出]
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 [既報告]	平成28年1月27日(平成27年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、管内発電所施設巡回点検業務委託契約(契約額4,104,000円)に係る設計額の積算に当たり、有料道路利用料に係る消費税額を重複して算定したため、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。 2 工事事務において、玄倉第一発電所に付帯されているインクライン設備の更新工事(契約額19,980,000円)の設計積算に当たり、既設コンクリートはつりの積算に際し積算基準等の単位を誤認し、誤った設計数量に基づき積算していたため、設計額が1,177,200円不足のまま入札事務を執行し契約を締結していた。

コ 議会局 (1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
経理課	平成28年9月30日(平成28年8月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 交付金交付事務において、政務活動費交付金の額の確定に当たり、政務活動補助職員の給与総額に対して政務活動費の充当が行われていたにもかかわらず、この給与所得に係る所得税及び復興特別所得税の税務署への納付に対しても政務活動費の充当が行われていることを見過ごしたため、交付額が21,465円過大であった。

サ 教育委員会 (46箇所、57件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部行政課	平成28年8月1日(平成28年6月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、教育委員会文書集配等業務委託契約(契約額17,631,000円)に基づき教育委員会の各室課が受託者に文書の印刷を依頼するに当たり、依頼数量の一元的な把握が不十分であったことなどにより、その合計数量が契約で定める印刷数量の上限を超えていた。
行政部教育施設課	平成28年8月1日(平成28年6月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、不動産鑑定評価料(1件、299,160円)の執行に当たり、履行確認を行った日(平成27年3月24日)の属する平成26年度の歳出として整理すべきであり、そのためには平成26年度内に執行何票兼支出命令票を起票すべきところ、年度末で多忙なことなどにより経理担当課への執行依頼票の提出を失念し、年度内に処理できなかったため、平成27年度の予算で執行していた。
行政部教職員企画課	平成28年8月1日(平成28年6月9日職員調査)	(要改善事項) 1 「高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件」(前記4(2)⑦参照) 2 「県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力」(前記4(2)⑧参照)
指導部高校教育課	平成28年8月1日(平成28年6月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、週休日に開催された催事に出張した職員4名に対して、時間外勤務手当4件、74,151円を支給していなかった。
指導部保健体育課	平成28年8月1日(平成28年6月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成27年度県立特別支援学校児童生徒心臓検診委託契約(単価契約:精算額4,347,000円)に当たり、

		契約で定められた個人情報の取扱いの責任者に係る届出書等を提出させていなかった。
支援部子ども教育支援課	平成28年8月1日(平成28年6月20日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県コミュニティ・スクール導入等促進事業費補助金3件(交付決定額960,000円)の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。

## (イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館 [既報告]	平成28年4月4日(平成28年3月2日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、消火栓ポンプ等修理工事代金ほか3件(1,401,138円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立近代美術館	平成28年8月17日(平成28年4月27日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約(予定支払額67,456円(税込))に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないこと並びに数量及び契約単価の単位を契約書に明記していなかった。 2 庶務事務において、職員に対して時間外勤務及び休日勤務を命ずるに当たり、神奈川県教育委員会関係職員服務規程に規定された「時間外勤務及び休日勤務命令簿」による命令を行っておらず、日時別の時間外勤務等の状況が明らかになっていなかった。
神奈川県立総合教育センター	平成28年3月14日(平成28年1月28日及び同月29日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 亀井野庁舎に係る設備管理業務委託契約(契約額4,320,000円)に係る委託業務の一部について、契約で定められた受託者からの作業報告書ではなく、受託者が再委託した者からの報告書に基づいて履行確認を行っていた。また、当該契約に係る設計額の積算に当たり、一部の積算項目に係る積算基礎数量を誤ったため、設計額が144,299円積算不足であった。 2 善行庁舎に係る設備管理業務委託契約(契約額5,546,880円)に係る委託業務のうち、平成27年8月に実施することと仕様書に定める水質検査については、仕様書の記載に不備があったこともあって、検査項目1項目の検査が実施されていなかったにもかかわらず、履行確認の際にこれを看過していた。また当該検査項目に係る経費が設計額に積算されていなかった。
神奈川県立歴史博物館 [既報告]	平成28年1月20日(平成27年12月4日職員調査)	(不適切事項) 1 会計事務処理において、釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金(50,000円)を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。 2 契約事務において、館内清掃業務委託契約書(3,931,200円)に定められた日常清掃箇所について、平成27年4月から同年11月末までの全ての清掃日において、実施すべき作業をしていない箇所があったにもかかわらずこれを看過し、履行済として検査を完了し契約代金を支払っていた。 (要改善事項) 「特別展等の図録の出版に関する件」(前記4(1)⑤参照)
神奈川県立鶴見総合高等学校 [既報告]	平成28年3月18日(平成28年1月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、生徒心電図検診委託(単価契約:受検者1名につき税込1,566円)の実施に当たり、受検する必要のない生徒1名について受検させ、検診料1,566円を支払っていた。
神奈川県立横浜立野高等学校	平成28年7月1日(平成28年4月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約(契約額48,600円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報等の事項を記載していなかった。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	平成28年6月2日(平成28年4月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、環境整備業務委託(契約額22,658,400円)の契約締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を設定していなかった。[特記前出]
神奈川県立磯子工業高等学校	平成28年8月30日(平成28年4月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬及び処分業務委託契約(契約額53,460円)の締結に当た

		り、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。
神奈川県立磯子高等学校	平成28年6月27日(平成28年4月25日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、モップのクリーニング及び帯電処理代(契約額2,505円)の支払に当たり、「(節)需用費」とすべきところ、「(節)役務費」で執行していた。
神奈川県立金沢総合高等学校	平成28年6月22日(平成28年4月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、教師用副教材の購入(1件、114,305円)に当たり、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。
神奈川県立港北高等学校	平成28年4月12日(平成28年3月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、GHP空調機の撤去(契約額1,323,000円)に当たり、撤去工事代のうちフロン類の回収・破壊処理に係る経費(205,200円)について「(節)委託料」で執行すべきところ、これを含めた全額を「(節)工事請負費」で執行していた。
神奈川県立川和高等学校	平成28年6月6日(平成28年4月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿への記載を行わなかったため、1件、2,800円を支給していなかった。
神奈川県立川崎工科高等学校	平成28年6月21日(平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、校務用パソコン及びディスプレイの収集・運搬及び処分業務委託契約(契約額24,300円)の締結に当たり、相手方の指定した様式により契約書を作成したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び神奈川県財務規則で定められた事項を契約書に記載していなかった。また、同委託契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調査を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、検査調査の作成を省略していた。
神奈川県立生田高等学校	平成28年6月27日(平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが7件あり、そのうち旅費3件、600円を支給していなかった。
神奈川県立生田東高等学校	平成28年7月21日(平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが19件あり、そのうち旅費9件、1,820円を支給していなかった。 (要改善事項) 「使用貸借している印刷機に係る印刷用紙の調達に関する件」(前記4(1)⑥参照)
神奈川県立菅高等学校	平成28年6月22日(平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが13件あり、そのうち旅費4件、800円を支給していなかった。
神奈川県立麻生高等学校	平成28年8月5日(平成28年4月15日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが1件、440円あった。[特記前出] 2 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日としたことなどの結果、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日を督促状の指定期限としているものが2件、3,080円あった。[特記前出]
神奈川県立上溝高等学校	平成28年6月21日(平成28年3月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、消防用設備等の点検に当たり、スポット型感知器の点検数量を正確に把握しないまま業務を委託(契約額136,771円)したため、実際の点検は正しい数量(243個)で行われていたものの、異なる点検数量(240個)が記載された見積書及び請求書に基づき一連の事務を処理していた。
神奈川県立弥栄高等学校	平成28年5月12日(平成28年3月10日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが4件あった。[特記前出]
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	平成28年8月9日(平成28年5月23日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、神奈川総合産業高等学校敷地の使



		用許可(許可期間1日、許可面積31㎡)に係る使用料の計算に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料1件、22円が徴収不足であった。
神奈川県立麻溝台高等学校	平成28年8月2日(平成27年5月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬処分契約(契約額257,040円)の締結に当たり、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象機器であるテレビ1台について、県が排出者として回収を行う産業廃棄物収集運搬業者の求めに応じ、リサイクル料金(再商品化料金)の支払に応じることが契約上明記されていなかった。
神奈川県立海洋科学高等学校 [既報告]	平成28年1月13日(平成27年12月2日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、古紙回収運搬業務委託の支払に当たり、契約で定めのある再生可能な紙類(ミックスペーパー)及びシュレッダーくず(税抜単価160円/10kg)のほか、契約で定めのない再生紙、雑誌について平成27年4月分及び同年10月分において処理をさせ、処理代198円を支払っていた。 2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 海洋実習を行う大型実習船「湘南丸」(総トン数646t)で使用するための業務用製氷機1台(181,440円(税込))及びウォータークーラー1台(93,960円(税込))を物品として取り扱うべきところ、公有財産である船舶の従物として取り扱っていた。そのため、当該物品の購入に当たり、「(節)備品購入費」で執行すべきところ「(節)需用費」で執行しており、当該物品を備品台帳に記載していなかった。 (2) 平成26年度に現物照合を実施した全ての備品及び借用物品について、備品台帳及び借用物品台帳に実施日を記録していなかった。また、この日以降に借り入れた借用物品(全自動デジタル印刷機ほか2品目)について、借用物品台帳に記載していなかった。
神奈川県立平塚湘風高等学校	平成28年7月11日(平成28年5月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、体育館耐震工事に伴う上下水道料金の立替入金の調定に当たり、下水道料金部分も合わせて徴収すべきところ、その要不要の判断を誤ったことにより下水道料金の調定が遅延し、平成27年度の収入となるべき4件、1,556円を年度内に調定していなかった。
神奈川県立鎌倉高等学校 [既報告]	平成28年3月18日(平成27年12月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成27年11月分の電気料(454,266円)の支払に当たり、鎌倉高等学校内に設置されている特別支援学校分教室分の按分計算を誤ったため、「(項)特別支援学校費」の負担額が1,363円不足しており、同額の過大が「(項)高等学校費」で生じていた。
神奈川県立七里ガ浜高等学校	平成28年6月29日(平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、放送室用放送卓の更新(契約額586,440円)に当たり、既存製品の撤去工事に係る経費(30,275円)、撤去搬出処分に係る経費(3,365円)について、それぞれ「(節)需用費」、「(節)委託料」で執行すべきところ、これらを含めた全額を「(節)備品購入費」で執行していた。
神奈川県立藤沢西高等学校	平成28年8月9日(平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務について、次のとおり誤りがあった。 1 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促に当たり、督促状の発行日を、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たることとなる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としているものが2件、1,760円あった。 2 領収した現金を神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが3件、1,300円あった。
神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校	平成28年6月27日(平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、対外運動競技等引率に係る教員特殊業務手当について、手当の支給対象となる業務を誤認したため、3件、12,000円を過大に支給していた。
神奈川県立鶴嶺高等学校	平成28年8月26日(平成28年5月9日職員調査)	(要改善事項) 「男子トイレブース交換・女子トイレ洗面台交換の修繕工事の経費に関する件」(前記4(2)⑨参照)
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	平成28年4月11日(平成28年3月10日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、定期健康診断に用いる検診器具600点

		の借入れ(契約額19,440円)に当たり、「(節)使用料及び賃借料」で執行すべきところ「(節)役員費」で執行していた。
神奈川県立厚木東高等学校	平成28年8月5日(平成28年4月14日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、教師用副教材の購入(1件、75,170円)に当たり、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。 2 庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが8件あり、そのうち旅費2件、400円を支給していなかった。
神奈川県立厚木北高等学校 [既報告]	平成28年1月14日(平成27年12月1日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、体育館舞台卒業記念品スクリーン設置工事(契約額117,925円)の発注に当たり、設置物品である体育館舞台用スクリーンを寄附により取得していたが、神奈川県財務規則に定める寄附受入手続に係る適正な事務処理を行っていなかった。
神奈川県立相模向陽館高等学校 [既報告]	平成28年1月14日(平成27年12月3日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯21基及びゴミ集積場2箇所を設置させていた。
神奈川県立大井高等学校	平成28年6月28日(平成28年5月18日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を365日で割り返して使用料を算定すべきところ、うるう年のときは366日で割り返すものと誤認して計算したため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料1件、9円が徴収不足であった。
神奈川県立保土ヶ谷養護学校	平成28年6月3日(平成28年4月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う教育財産の目的外使用に係る変更許可について、まなびや計画推進課長通知に反し、条件変更のあった日(平成27年9月1日)までに行っていなかった。
神奈川県立金沢養護学校	平成28年6月21日(平成28年4月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、グリストラップ清掃業務及び排出汚泥運搬業務委託契約(契約額64,800円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成28年7月26日(平成28年4月27日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、寄附物品(テレビジョン、ディスプレイスタンド及びフロアスクリーン各1点、総評価額252,504円)の受入れに当たり、物品取得調書を作成していないなど物品取得手続等を適正に行っていなかった。
神奈川県立三ツ境養護学校 [既報告]	平成28年3月28日(平成28年1月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、本校高等部及び分教室高等部の修学旅行生徒引率旅費の支給に当たり、交通費のうち貸切バス代及び旅行企画料金の算定を誤ったことにより、21件、18,645円を過大に支給していた。
神奈川県立高津養護学校	平成28年6月1日(平成28年4月28日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約(契約額16,633,281円)の締結に当たり、契約期間の開始日が平成27年4月1日である契約を会計局長通知に反し同年5月25日に締結していた。また、契約の効力が生じる前に契約額を確定させていなかった。[特記前出]
神奈川県立鎌倉養護学校 [既報告]	平成28年3月10日(平成28年1月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、使用料1件、53円が徴収不足であった。
神奈川県立藤沢養護学校	平成28年7月20日(平成28年5月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(賃借料1,741,159円、年割額580,386円)に係る土地建物等貸付収入の調定に当たり、契約で定めた期日(平成27年4月末日)と異なる納付期限(平成29年4月20日)を設定していた。

## シ 公安委員会(5箇所、5件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部会計課	平成28年8月8日(平成28年6月30日及び同年7月1日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、日本法科学技術学会第21回学術集会への職員3名の参加費の支払に当たり、割安な参加費(12,000円:1人当たり4,000円)が適用される期日までに支払を行うべきところ、主管課から提出された執行伺票を回議せず他の

		書類とともに保管し、支出手続が当該期日までに間に合わなかったため、割高な参加費(15,000円:1人当たり5,000円)を支払っていた。
総務部施設課	平成28年8月8日(平成28年6月14日、同月24日及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、警察本部庁舎電気錠設備保守委託契約(契約額1,566,000円)、警察本部庁舎塵芥処理業務委託契約(概算総価額1,652,400円)及び警察本部庁舎電波障害防除施設保守委託契約(契約額1,242,000円)の締結に当たり、1回目の指名競争入札(電子入札)において応札者が1者のみであったため不成立となった後、別の適当な競争者を指名して新たな指名競争入札を行うことなく、入札の不調を理由に見積合せを行い、随意契約を行っていた。

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県泉警察署	平成28年6月30日(平成28年5月19日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、特殊勤務手当の支給に当たり、神奈川県警察職員情報管理システムに入力していなかったため、警察業務手当1件、340円を支給していなかった。
神奈川県小田原警察署	平成28年6月6日(平成28年4月7日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、契約解除に伴う警察費雑入(違約金673,353円)の調定に当たり、契約単価(税込)に基づき算定すべきところ、誤って税抜単価に基づき算定したため、1件、49,878円を過少に調定していた。
神奈川県海老名警察署	平成28年7月7日(平成27年12月11日及び平成28年5月12日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、特殊勤務手当の支給に当たり、神奈川県警察職員情報管理システムに入力していなかったため、警察業務手当1件、520円を支給していなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局(13箇所)

(ア) 本庁機関(11箇所)

知事室、総務室、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、情報企画部情報システム課、情報企画部スマート県庁推進課、基地対策部基地対策課

(イ) 出先機関(2箇所)

神奈川県東京事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

イ 総務局(18箇所)

(ア) 本庁機関(8箇所)

組織人材部人事課、組織人材部職員厚生課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税制企画課、財政部税務指導課、財産経営部財産経営課、財産経営部庁舎管理課

(イ) 出先機関(3箇所)

神奈川県緑税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告](7箇所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

ウ 安全防災局(6箇所)

(ア) 本庁機関(5箇所)

総務室、安全防災部災害対策課、安全防災部危機管理対策課、安全防災部工業保安課、安全防災部くらし安全交通課

(イ) 出先機関(0箇所)

[以下既報告](1箇所)

神奈川県温泉地学研究所

エ 県民局(12箇所)

(ア) 本庁機関(5箇所)

くらし県民部情報公開広聴課、くらし県民部NPO協働推進課、くらし県民部国際課、くらし県民部消費生活課、次世代育成部青少年課

(イ) 出先機関(2箇所)

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県厚木児童相談所

[以下既報告](5箇所)

神奈川県立女性相談所、神奈川県立公文書館、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

**オ スポーツ局 (3箇所)**

総務室、スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課

**カ 環境農政局 (23箇所)**

**(7) 本庁機関 (10箇所)**

環境部環境計画課、環境部大気水質課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農政部農政課、農政部農業振興課、農政部農地課、農政部畜産課、農政部水産課

**(4) 出先機関 (5箇所)**

神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県西部漁港事務所

**[以下既報告] (8箇所)**

神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県畜産技術センター、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県立大野山乳牛育成牧場(平成28年3月31日廃止)

**キ 保健福祉局 (19箇所)**

**(7) 本庁機関 (8箇所)**

総務室、保健医療部医療課、保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機管理課、保健医療部県立病院課(病院事業会計)、保健医療部健康増進課、福祉部高齢福祉課、生活衛生部薬務課

**(4) 出先機関 (3箇所)**

神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県立保健福祉大学、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター

**[以下既報告] (8箇所)**

神奈川県衛生研究所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県立中井やまゆり園

**ク 産業労働局 (16箇所)**

**(7) 本庁機関 (7箇所)**

産業部企業誘致・国際ビジネス課、中小企業部中小企業支援課、中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、観光部観光企画課、労働部雇用対策課、労働部産業人材課

**(4) 出先機関 (7箇所)**

神奈川県産業技術センター計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川県立西部総合職業技術校

**[以下既報告] (2箇所)**

神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

**ケ 県土整備局 (27箇所)**

**(7) 本庁機関 (21箇所)**

総務室、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河川課、河川下水道部砂防海岸課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

**(4) 出先機関 (3箇所)**

神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県住宅営繕事務所、神奈川県城山ダム管理事務所

**[以下既報告] (3箇所)**

神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県三保ダム管理事務所

**コ 会計局 (3箇所)**

会計課、指導課、調達課

**サ 企業庁 (16箇所)**

**(7) 本庁機関 (10箇所)**

総務室、財務部財務課、財務部財産管理課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部計画課、水道部水道施設課、水道部

浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(4) 出先機関 (5箇所)

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

〔以下既報告〕(1箇所)

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所

シ 議会局 (3箇所)

総務課、議事課、政策調査課

ス 教育委員会 (155箇所)

(7) 本庁機関 (9箇所)

総務室、行政部財務課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課、生涯学習部文化遺産課

(4) 出先機関 (120箇所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立体育センター、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵総合高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立水取沢高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園総合高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立秦野養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校、神奈川県立相模原中央支援学校

〔以下既報告〕(26箇所)

神奈川県教育委員会教育局西教育事務所、神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀光明高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立座間養護学校

セ 人事委員会事務局（2箇所）

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

ソ 監査事務局（2箇所）

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

タ 労働委員会事務局（1箇所）

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

チ 選挙管理委員会（1箇所）

神奈川県選挙管理委員会

ツ 収用委員会（1箇所）

神奈川県収用委員会事務局

テ 神奈川海区漁業調整委員会（1箇所）

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会（1箇所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会（警察本部）（105箇所）

(7) 本庁機関（54箇所）

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪対策課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部免許課、交通部運転免許本部試験課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察学校

(イ) 出先機関（42箇所）

神奈川県山手警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

[以下既報告]（9箇所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県厚木警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

県の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項により、監査の結果に基づいて、監査委員の合議により次の意見を付記する。

なお、本報告書が平成28年に実施した定期監査の結果に関する報告であることを踏まえ、平成28年6月21日に議会、知事等に提出した監査の結果に関する報告において付記した意見についても、参考として記載している。

1 情報セキュリティの向上を目的とした県ウェブサイトの県公式アドレスサイトへの移行について

本県におけるウェブサイトを通じた県民に向けた情報発信については、神奈川県コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）を利用し、www.pref.kanagawa.jpをアドレスとするサイト（以下「県公式アドレスサイト」という。）上で行うことを原則としている。このサイトでは政策局情報企画部情報システム課（以下「情報システム課」という。）がセキュリティ対策を行っており、また、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターが不正アクセス防止のために行う監視活動の対象にもなっている。

加えて、教育、研究機関といった専門性・特殊性を有し、

一般的な広報を目的としないサイトであり、CMSでのサイト構築以前に動的コンテンツ（検索サイトや掲示板などリクエストに応じてコンテンツを生成するもの）を利用するなどして構築されていたwww.pen-kanagawa.ed.jpなど13の個別アドレスサイトについては、県情報セキュリティポリシー又は統括情報セキュリティ管理者（政策局情報企画部長）との協議により設定した同等の対策基準に基づき、これらのサイトを所管する所属が運用している。

一方、CMSでは実現できない「動的コンテンツによる機能性」や「ウェブサイト独自のデザイン性」を求められることが多くなったことやウェブサイトの更新作業を外部に委託することによる職員の負担軽減に加え、平成26年度に国からの財源である地方創生交付金が創設されたことを背景として、各所属がアドレス及びサーバーを独自に調達、運営するサイト（以下「独自サイト」という。）が増加しており、平成27年度中には13サイトが新たに構築され、平成28年7月末時点で32サイトの存在が確認されている。

独自サイトについては、個々のサイトを運営する所属が独自の情報セキュリティ対策及び情報アクセシビリティの確保に取り組む必要があるが、このうち情報セキュリティについては、平成27年から情報システム課が実施している情報セキュリティ監査において、一部の独自サイトについては危険度の高い脆弱性が指摘されている。

情報システム課がICTの推進に関する庁内会議（以下「庁内会議」という。）において報告したところによると、これらの脆弱性については概ね改善措置が講じられたようであるが、特に国からの地方創生交付金を活用して構築し、情報セキュリティも含めた運用面を外部事業者に委託している独自サイトについては、その後の国からの交付金や、県の予算措置の状況等によっては、継続的に情報セキュリティを確保できなくなることが懸念される。また、こうしたことに加え、昨年及び本年には県内の自治体が関係するウェブサイトの脆弱性を狙ったサイバー攻撃事案が相次いで発生しているなどの状況も踏まえると、独自サイトにおける情報セキュリティの一層の確保を図る必要があるものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、新たに独自サイトの利用を検討している所属に対しては、情報セキュリティ及び情報アクセシビリティの確保に向けて、平成26年9月24日付けで広報県民課長（当時）及び情報システム課長が連名で通知を発出し、これらの所属に対して求める事前協議の中で、独自サイトを利用する必要性を確認し、サイトに求められる機能等の観点から特に独自サイトを利用する必要性に乏しいものについては、県公式アドレスサイトを利用するよう誘導している。一方、既に独自サイトを利用している所属に対しては、情報アクセシビリティの確保に向けて、平成28年7月1日付け情報システム課長及び知事室広報戦略担当課長の連名通知のほか、平成28年8月19日に開催された庁内会議において、既存の独自サイトについても県公式アドレスサイト同様に平成29年度中のJIS規格への準拠を

求めるとともに、情報アクセシビリティの確保に向けた方策の一つとして県公式アドレスサイトへの移行の検討を求めているものの、情報セキュリティの観点としては、こうした移行により情報セキュリティも合わせて確保されることに言及するにとどまっている。

既存の独自サイトについては、動的コンテンツを含まないものや改良によりCMSの範囲内で運営できるとされるものなども見受けられ、現に、平成27年度においては、経済的な理由又は情報セキュリティの確保を目的に2つのサイトが、県公式アドレスサイトに移行したところである。

こうした移行により、情報システム課が講じる情報セキュリティ対策に加え、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターが不正アクセス防止のために行う監視活動の対象にもなることによる情報セキュリティの確保のほか、平成29年度中に対応が求められている情報アクセシビリティのJIS規格への準拠に向けた予算措置が不要となる。また、独自サイトの運用を外部委託している場合には運営に係る委託料も不要となり、サイトによっては数百万円程度の委託料の削減が見込まれることから、経済性の観点でも一定の効果が期待される。

したがって、情報システム課にあつては、知事室と連携し、真に独自サイトを利用する必要性の乏しいものについては県公式アドレスサイトの利用を促すという現在の取組を既存の独自サイトにも積極的に拡大するとともに、こうした取組がより効果的に行われるよう、情報セキュリティの確保を目的とした従来の通知より上位の立場から、独自サイトを運営する所属に対してサイト利用の必要性の検証を促すなど、その実施方法にも意を用いることにより、独自サイトにおける情報セキュリティの促進を図ることが望まれる。また、現行の県公式アドレスサイトでは統一的なデザイン構成となっているが、県公式アドレスサイトでは実現できない「独自のデザイン性」の求めにより独自サイトを採用する所属がある状況に鑑み、県公式アドレスサイトへの移行を進めていくためには、県公式アドレスサイトのデザイン構成を所管する知事室と調整の上、こうした所属の求めに応じていくことも望まれる。（政策局 情報企画部情報システム課）

## 2 出先機関における公用車用ガソリンの購入契約について

（出先機関における公用車用ガソリンの購入状況）

平成27年12月から実施した出先機関監査において、公用車のうち四輪自動車を対象にガソリンの購入状況について調査をしたところ、それぞれの調査時点において、自所属でガソリンを購入している所属は85所属あり、対象車両数は534台あった。また、それぞれの時点から年間給油量等を推計すると年間給油量33万リットル、年間燃料代46百万円となっていた。

これらの出先機関85所属のうち83所属においては、いわゆる掛売りにより契約締結をしていたが、「近隣のガソリンスタンドが減った」、あるいは「セルフ式ガソリンスタンドでは掛売りに応じてもらえない。」などの理由により、見積

書を提出してくれる業者が一者しかないと回答している所属が20所属あった。また、見積合せを行っているが、見積合せに応じる業者の減少、固定化などにより業者選定に苦慮している所属が10所属あった。一方、85所属のうち2所属については、掛売りではなく、資金前渡により、現金あるいはプリペイドカードでガソリンを給油しており、いずれも、近隣に掛売りに対応してくれる業者がないことによるものであった。

そして、掛売りにより契約締結している83所属における契約実態をみると、四半期等の一定の契約期間ごとに見積合せ等により、契約業者、契約単価を決定し、市場価格において著しい価格変動等が生じた場合には、その都度、協議の上、契約変更を行うとしているものが多くなっているが、契約変更を行う判断は各所属に委ねられていることから、市場価格の変動への対応には差異が見受けられた。また、出先機関で契約している各月の契約ガソリン単価の平均の価格と資源エネルギー庁が行っている石油製品小売市況調査における神奈川県のレギュラーガソリン単価（以下「市況調査価格」という。）のうち月初に発表される各月の価格とを比較すると、いずれの月も市況調査価格より高く、年平均で5%程度割高な契約となっていた。また、このような状況の中、同じ合同庁舎内にあっても、給油量が多い所属の契約単価の方が高くなっていたり、同じ業者と契約しているにもかかわらず変更契約の取扱いが異なっていたりしているところもあった。

（ガソリン購入を巡る現状）

以上のように各出先機関での業者選定が困難となっている背景として、ガソリン価格等における次のような現状がある。

ガソリン価格は、国際原油市場の需給バランスや為替変動等に大きく左右されるが、市況調査によれば、神奈川県レギュラーガソリン価格は、平成26年7月には169.3円/1であったものが平成28年3月には108.8円/1まで原油輸入価格の下落と連動する形で下落しており、価格変動が激しいガソリンについて契約単価を固定する契約は現状に合わなくなってきた。

また、資源エネルギー庁で取りまとめている資源・エネルギー年報によれば、平成17年には61,615,686klであったガソリンの国内向け販売量が、平成27年には53,112,961klまで減少してきている。そして、神奈川県内のガソリンスタンドの出店状況は、資源エネルギー庁及び（一財）日本エネルギー経済研究所石油情報センターの調査によると、平成16年度末で1,584店あったものが平成26年度末には1,003店と581店減少している一方、セルフ型ガソリンスタンド（スタッフ給油及びセルフ給油の両方を持つ、いわゆるスプリット型を含む。）は、平成16年度末で250店あったものが平成26年度末には425店と175店増加しており、ガソリンスタンド数が減少傾向にある中、一定期間ごとに見積書の提出等を行う必要がある県との契約事務等は、人件費等の削減に取り組んでいるガソリン等販売業者からは敬遠される傾向が

見られる。

（警察本部における取組）

各出先機関においてガソリン購入が困難となってきた中、警察署や県税事務所では、それぞれを所管する本庁において、各出先機関に係るガソリンを一括して契約しているが、その中でも、警察本部で行っている警察署を対象とした一括契約（対象車両1,347台）では、次のように取り扱っていた。

従来は、各警察署がガソリン等販売業者と個別に契約していたが、平成27年度から警察本部で一括して契約することにより、各警察署における契約や支出事務等の軽減が図られていた。また、給油できるガソリンスタンドは、各警察署より3km以内に少なくとも1箇所あることを要件とし、車両ごとに給油カードを用意させることで、契約業者が指定するガソリンスタンドであれば、どのガソリンスタンドで給油しても同じ単価で給油することができ、その中には、個々の契約では契約が困難となっているセルフ式ガソリンスタンドも含まれていた。

また、契約は上期と下期に分けて締結していたが、いずれの期についても契約単価は市場価格に対応して毎月変動する契約内容となっていた。具体的には、入札で決定した契約単価と入札時に示した市況調査価格との差額を納入月の前月の市況調査価格から減じて得た額を各月の契約単価としており、市況調査価格と比べ低廉な価格での契約となっていた。

そして、国においては、平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針で、災害時の燃料供給協定を締結している場合には、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとし、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができることと認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができるなどしており、地方公共団体へも当該基本方針に準じた対応を求めている。そうした状況の中、県では平成27年11月に神奈川県石油業協同組合と大規模災害時の燃料供給に関する協定を締結したことから、平成28年度からは、災害時の燃料供給協定を締結していることを要件に同協同組合と事前公募方式により警察本部及び警察署の車両を分けずに一括して年間契約している。

（監査結果に基づく意見）

以上のように、公用車を管理している出先機関の多くは、所属ごとにガソリン等販売業者と個々に契約しているが、近隣のガソリンスタンドで掛売りに応じないなどの問題が生じている。また、ガソリンの契約単価についても、市況調査価格より割高な契約となっている所属が多く、市場価格の変動に伴う契約単価の変更の取扱いも各出先機関で差異がある状況であった。そして、近年、ガソリンの国内向け販売量や県内のガソリンスタンド数は減少してきており、出先機関での個々の掛売りによる契約は、今後、更に難し



くなっていく可能性がある。

そうした中、警察本部における一括契約では、各警察署とガソリン等販売業者とにおける契約事務等の業務軽減が図られている。また、セルフ式を含む複数のガソリンスタンドで給油が受けられる体制や、ガソリンの市場価格と連動して契約単価を変更する仕組みができており、さらに、出先機関が個々に契約している契約単価よりも低廉な価格での契約となっている。こうした契約が可能となった背景には、警察本部における車両台数が多く、また、ガソリン購入量も多量であることも考えられるが、その合理性については知事部局等において参考にしていくことが期待される。

したがって、少なくとも出先機関で多くの車両を有している環境農政局(対象車両114台)や県土整備局(対象車両92台)、企業局(対象車両164台)においては、出先機関の公用車用ガソリン等について、本庁所属で管理する駐在事務所の車両とも合わせて一括契約することができれば、スケールメリットも生かしたより効率的、経済的な執行となることから、警察本部の取組を参考に契約方法の見直しについて検討していくことが望まれる。また、ひいては、こうした取組が全庁一括による契約につながっていくことが期待される。(環境農政局 総務室、県土整備局 事業管理部 県土整備経理課、企業庁 財務部会計課)

#### 【参考】

##### 立石駐車場及び長浜駐車場の維持管理について

横須賀土木事務所が維持管理を行っている2箇所の駐車場(立石駐車場2,771㎡、長浜駐車場4,673㎡)について監査した結果、次の事実が認められた。

- 1 立石駐車場(横須賀市秋谷)
  - ・ 昭和36年に国有海浜地に駐車場を整備し、公衆便所を設置して、無料駐車場として開放した。
  - ・ 駐車場と隣接地を含めて県立公園計画を検討し、昭和47年5月に宮内庁に隣接地の公園利用の要望書を提出したが、宮内庁が隣接地を横須賀市に移管することとしたため、県は昭和48年6月に県立公園計画を取り止めた。しかし、現在も公衆便所は公園事業に係る行政財産として整理されている。
  - ・ 現在の所管所属は本庁の都市公園課で、横須賀土木事務所が管理している。
- 2 長浜駐車場(横須賀市長井)
  - ・ 昭和42年に県が教育施設用地(青少年臨海センター、現県立三浦ふれあいの村)を一括買収した後、市道の整備によって教育施設と分断された土地の一部で駐車場を整備して、無料駐車場として供用を開始し、昭和46年に本庁の管財課(現財産経営課)が公衆便所を設置した。その後、横須賀土木事務所が管理を引き継ぎ、道路として利用計画がなく行政目的が不明確な状態であるのに、道路事業に係る行政財産となっている。
  - ・ 現在の所管所属は本庁の道路管理課で、横須賀土木事務所が管理している。

また、横須賀土木事務所では7月から8月の利用者が多い夏場には駐車場管理委託や通年のトイレ清掃などを行っており、年間の維持管理費は約1,300万円(立石駐車場:平成26年度実績6,906,380円(款:土木費 項:都市計画費 目:公園費)、長浜駐車場:平成26年度実績6,037,879円(款:土木費 項:道路橋りょう費 目:街路維持費))となっている。

しかしながら、公園又は道路としての利用計画がないのに、公園や道路に係る事業という位置付けのまま、過去の経緯から両駐車場を無料駐車場として委託料を負担しながら管理していることは、合理的な財産管理の観点から問題があると考えられる。

したがって、横須賀土木事務所は、本課(所管所属)と調整し、実態と財産管理の名目の乖離の解消を図り、合理的な財産管理の観点から、庁内調整(財産経営課)を含めて両駐車場の今後の在り方について検討することが望まれる。(県土整備局 横須賀土木事務所)